

第十九回国会 農林委員會 議録 第三十五号

昭和二十九年四月二十六日(月曜日)

午前十一時十三分開議

出席委員

委員長 井出一太郎君

理事小枝 一雄君 理事綱島 正興君

理事福田 喜東君 理事金子與重郎君

理事芳賀 貢君

秋山 利恭君 足立 篤郎君

遠藤 三郎君 佐藤善一郎君

幸島隆太郎君 松岡 俊三君

松山 義雄君 吉川 久衛君

足鹿 覺君 井谷 正吉君

井手 以誠君 中澤 茂一君

中村 時雄君 河野 一郎君

出席國務大臣 農林大臣 保利 茂君

出席政府委員 農林政務次官 平野 三郎君

農林事務官 大坪 藤市君

農林事務官(畜産局長) 鶴川 益男君

農林事務官(畜産局長) 昌谷 幸君

農林事務官(畜産局長) 山本兵三郎君

農林事務官(畜産局長) 山本兵三郎君

農林事務官(畜産局長) 山本兵三郎君

農林事務官(畜産局長) 山本兵三郎君

農林事務官(畜産局長) 山本兵三郎君

農林事務官(畜産局長) 山本兵三郎君

農林事務官(畜産局長) 山本兵三郎君

農林事務官(畜産局長) 山本兵三郎君

農林事務官(畜産局長) 山本兵三郎君

農林事務官(畜産局長) 山本兵三郎君

農林事務官(畜産局長) 山本兵三郎君

農林事務官(畜産局長) 山本兵三郎君

農林事務官(畜産局長) 山本兵三郎君

農林事務官(畜産局長) 山本兵三郎君

農林事務官(畜産局長) 山本兵三郎君

農林事務官(畜産局長) 山本兵三郎君

農林事務官(畜産局長) 山本兵三郎君

農林事務官(畜産局長) 山本兵三郎君

農林事務官(畜産局長) 山本兵三郎君

農林事務官(畜産局長) 山本兵三郎君

農林事務官(畜産局長) 山本兵三郎君

同日

農林漁業金融公庫の融資わく拡充等

に關する請願(山中貞則君紹介)(第

四五三九号)

中央競馬による益金の一部を共同募

金会に交付に關する請願(寺島隆太

郎君紹介)(第四五四四号)

木炭公營検査強化に關する請願(高

橋圓三郎君紹介)(第四五四五号)

同(小枝一雄君紹介)(第四五九五

号)

農山漁村における産業経済団体の統

合に關する請願(高橋圓三郎君紹介

(第四五四六号)

玉糸の政府買上げに關する請願(平

岡忠次郎君紹介)(第四五六一号)

同外四件(藤枝泉介君紹介)(第四五

六二二号)

同外一件(松永東君紹介)(第四五六

三三三三三三三三三三三三三三三三

同外二十七件(荒船清十郎君紹介)

(第四五八一号)

同外四件(中村高一君紹介)(第四五

九七七号)

同(百四郎君紹介)(第四五九八号)

同外四件(黒金泰美君紹介)(第四五

九九九号)

同外二件(小峯柳多君紹介)(第四六

〇〇〇号)

同(青木正君紹介)(第四六〇一号)

同外五件(松山義雄君紹介)(第四六

〇二二二二二二二二二二二二二二二二

同(中島茂喜君紹介)(第四六二二

号)

同外四件(並木芳雄君紹介)(第四六

一三三三三三三三三三三三三三三三

同外四件(並木芳雄君紹介)(第四六

一三三三三三三三三三三三三三三三

同外四件(並木芳雄君紹介)(第四六

一三三三三三三三三三三三三三三三

同外四件(金子與重郎君紹介)(第四

六一四四号)

同(青木正君紹介)(第四六一五号)

同外一件(庄司一郎君紹介)(第四六

一六六号)

同外四件(田口長治郎君紹介)(第四

六一七号)

同外三件(大久保武雄君紹介)(第四

六一八八号)

保溫折衷苗代設置に要する温床紙購

入費國庫補助に關する請願(中澤茂

一君紹介)(第四五九四四号)

四國西部地区を高度集約農業地区に

指定の請願(中村時雄君紹介)(第四

五九六六号)

農山村のかやぶき屋根改修費國庫補

助に關する請願(庄司一郎君紹介)

(第四六二二二二二二二二二二二二

の審査を本委員会に付託された。

同月二十四日

木炭公營検査の立法化等に關する陳

情書(山梨県議會議長小林昌治(第

二九三三三三三三三三三三三三三三

同(秋田縣議會議長渋谷倉蔵)(第二

九六六六六六六六六六六六六六六六

養蚕業振興に關する陳情書(岩手県

議會議長中野吉郎外十三名)(第二九

七九九号)

養蚕技術の普及と移住に關する陳情書

(岩手県議會議長中野吉郎外十三名)

(第二九八〇号)

砂糖の統制反対に關する陳情書(名

古屋市西区菊井通株式会社名糖会取

締役社長酒井源次外八十二名)(第二

九八二二二二二二二二二二二二二二

九八二二二二二二二二二二二二二二

九八二二二二二二二二二二二二二二

九八二二二二二二二二二二二二二二

九八二二二二二二二二二二二二二二

九八二二二二二二二二二二二二二二

滿檢定法規改正に關する陳情書(埼

玉縣議會議長長谷清四郎)(第二九八

二二二二二二二二二二二二二二二二

滿檢定所の運営に關する陳情書(岩

手県議會議長中野吉郎外十三名)(第

二九八三三三三三三三三三三三三三

購置資金に對するスタンプ制度の繼

続に關する陳情書(岩手縣議會議長

中野吉郎外十三名)(第二九八四四号)

養蚕とたばこ栽培との紛争防止に關

する陳情書(岩手縣議會議長中野吉

郎外十三名)(第二九八五五号)

府県の養蚕試験研究機關の整備拡充

に關する陳情書(岩手縣議會議長中

野吉郎外十三名)(第二九八六六号)

農地法の一部改正に關する陳情書

(新潟県南魚沼郡中之嶋村大字舞子

大野尚隆)(第二九八九八号)

国有林野整備臨時措置法の有効期限

延長に關する陳情書(山形県知事村山

道雄外七名)(第二九九九九号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

理事の互選

略農振興法案(内閣提出第一五四

号)

○金子委員長代理 これより會議を開

きます。

井出委員長が所用がありますので、

私がかわつて委員長の職務を行いま

す。

この際お諮りいたします。足立篤郎

君から理事を辞任したいとの申出

があります。これを許すのに御異議あ

りませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○金子委員長代理 御異議なしと認め

ます。

つきましては、その補欠を委員長に

おいて指名したいと思ひますが、

御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○金子委員長代理 御異議なしと認め

ます。

つきましては、その補欠を委員長に

おいて指名したいと思ひますが、

御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○金子委員長代理 御異議なしと認め

ます。

つきましては、その補欠を委員長に

おいて指名したいと思ひますが、

御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○金子委員長代理 御異議なしと認め

ます。

つきましては、その補欠を委員長に

おいて指名したいと思ひますが、

御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○金子委員長代理 御異議なしと認め

ます。

つきましては、その補欠を委員長に

おいて指名したいと思ひますが、

御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○金子委員長代理 御異議なしと認め

ます。

つきましては、その補欠を委員長に

おいて指名したいと思ひますが、

御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○金子委員長代理 御異議なしと認め

ます。

つきましては、その補欠を委員長に

おいて指名したいと思ひますが、

御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○金子委員長代理 御異議なしと認め

ます。

第一類第九号 農林委員會議録第三十五号 昭和二十九年四月二十六日

他の政府委員から、本案について私はきわめて簡単な質疑を若干試みます。従つて答弁は簡潔でけっこうでございますが、ひとつ誠意を持つて、できるだけまじめなお答えをお願いいたします。

第一に、酪農振興法案の目的から見まして、この法案のねらいは、酪農振興の基盤の確立にあるような趣である
と私には見受けられます。わが国の酪
農業の現状はどのようなものである
か、どのような長所と欠点があるかに
ついて、まずお答えをお願いします。

○大坪政府委員　ただいま御指摘の通り、わが国の農業の基盤を確立すると申しますか、要するに農家経営の安定という立場から、また同時に総合的食糧の安定という面から見まして、酪農業が非常な勢いをもつて推進され、それがわが国農業の行くべき一つの大きな道であることは、各方面から強く言われておるのでございます。その意味合いにおきまして、政府といたしまして、畜産振興十箇年計画あるいは五箇年計画というような長期計画をもくろみました場合におきましても、酪農を中心としてわが国の畜産業を発展させて行くべきだ、こういうような考え方を強く打ち出してあるのであります。御承知の通りわが国の農業は、土地がきわめて狭小でありますし、各農家の経営規模の単位を見ても、その経営面積はきわめて小であるのであります。従つてそういうような場合に、広くまんべんなく乳牛を導入いたしました場合におきましては、非常に飼料の自給度が少ないということに相なるのであります。飼料の自給度が少ないということになりますと、

結局わが国の畜産は、外国の飼料に相当多数依存をいたしておるのでございますが、これは国際収支の關係からいたしまして、またわが国の眞の永遠の酪農業を振興いたしまする關係からいたしまして、これはきわめて危険であると思ひます。それで長期的な計画なのであります。それで農林省の計画といたしまして、ほんとうに農業経営

にマツチいたしました酪農業を振興させ、しかもこれが豊富低廉なる酪農製品あるいは牛乳となつて参りますためには、どうしても自給飼料に依存をいたしまして、それによつて酪農業を振

興いたして行くことにならなければ最終の目的には到達しない、かように私ども考えるのであります。その意味合いにおきまして、私どもといったしましては、でき得るだけ自給飼料を

もつてまかなう。同時に農家の自家労働力をもつて乳牛を飼育して行く、こういうような状態を現出して参りたいと思うのでありますが、その辺におきましてなのお遺憾な点があると思うので

あります。同時に乳牛の飼養密度がきわめて分散的であるのでありまして、集乳費あるいは製品費あるいは配給費という面が非常な分散的な状態になっておりますので、非能率的であるので

あります。従いましてそういうような
非能率的なコスト高を誘因いたしました
で、最終末端におきましては、乳価にい
たしましてもあるいは製品にしまして
も、外国製品と比べましてきわめて割

高な状態になつておるのであります。要約いたしますと、飼育面にいたしましてきわめて購入飼料の面が多いということ、乳牛が分散的に飼育され、分散的に集荷され、非常な分散的な

製造工程をとつております關係上、原料高コスト高というような關係、二つの点が大きくなわが国酪農業の欠点じやないかと思うのでありまして、これをいづれも自給飼料に依存し、自家労働力でまかない、かつ集約的に酪農を経営して行くということが絶対に必要じやなかろうか、かように存じておるのであります。

○吉川(久)委員 わが国の食習慣の改善をはかるためには、どのくらいの牛乳と乳牛が必要でありますか。また乳牛増殖の具体的な方策はどんなものでございますか、承りたい。

○大坪政府委員　ただいまの御発言は、わが国でどのくらい牛乳になりあるいは乳牛が必要であるか、かような御意見であります。この問題につきましては、いわゆるわが国の食生活

の慣行というものと、食生活と申しま
するか、生活水準の問題、両方の問題が
あるのじやなかろうかと思うのであり
ます。いわゆる生活水準が向上いたし
まして、そうして非常にゆたかな生活

を国民全般がなし得るような状態になりました場合におきましては、いわゆる動物性蛋白質というものの対する国民の要求が非常に強くなつて参ると思ふのであります、その場合におきま

しては、乳製品あるいは牛乳というものが非常に広く一般的に利用される、かようなことに相なるのじやなからうかと思うのであります。同時にいわゆる米麦を中心とした食生活と

いうものが、それ以外の粉食というものに強く切りかえられました場合には、また牛乳あるいは乳製品あるいはそれに伴う畜産製品というものが強く要求されるのじやなかろうかと思うの

でありまして、この二つのものがどういふふうに関係をもちあはれて行くかという問題は、牛乳なり乳製品の国内における限度が、なにかあるかと思うのであります。少くとも現在におきましては、諸外国、特に欧米に比べまして、わが国の乳製品あるいは牛乳の使用というものは非常に少ないのであります。ほとんどわが国は、国民全般で平均して割出した場合におきまして

は、一年間に何升というような程度で
ありまして、とるに足らない数字で
あるのであります。従いましてそ
ういう意味から、どの程度今後食
生活の改善が行われ、あるいは生活

準がどの程度上つて行くかという問題はあるのでありますが、少なくともこの当分の間は、そういう点につきまして各般の施策が遂行されつつありますので、乳牛あるいは牛乳製品とい

うものの増加程度という点には、あまり大した心配はないじやなかろうか、かように存じておるのであります。しかしながらそれも経済事情の変動あるいは食生活の慣行の変動というようない

面に大きくは左右されると思うのですが、全体的に見ますと、非常にそういう消費量は少いのでありますから、この点につきましては、今後におきます、少くともここ数箇年間とい

うものにつきましたは、大した心配はないじやなかろうか、かように一応考えておるのであります。

○吉川(久)委員 現行の市乳価格は全国的にどういふふうになっております

か。食生活改善上高価に過ぎると思うのですけれども、この点はどうでございましょう。

○大坪政府委員　市乳価格の問題であります。最終末端の小売価格、これ

は東京、大阪等大消費都市におきましては、大体のところ十六四見当、もちろん十五四の場合もありまするし、十七四の場合もありますが、大体十六四見当じやないかと思つております。中小都市以下におきましては、大体十二、三という見当に了解をいたしておるのであります。

○吉川(久)委員　高過ぎると私は思う

んだが、それはどうです。

○大坪政府委員 いわゆる農産物価格指数その他というふうな統計的な数字から見ました場合に高い低いという問題はあります。もちろんお手元に配

つておりまする物価指数という点から見ますれば、一応は割安ということになつておりますが、それは昔の価格が非常に割高でありました関係で、お手元に配付しておりまする農産物価格指

教あるいはそれから見ましたような割
安というような数字をもつては、これ
は説明はしきれないと思うのでありま
して、私どもといたしましても、現在
の乳価をもつていたしましては、広く

一般に食生活を改善しますするための乳価ではないと、かように考えております。従つてこれができるだけ安くするための努力を払うべきものである、かように考えております。

○吉川(久)委員　そういったしますと、
現行の牛乳価格の構造はどういうふう
になつておりますか。それをひとつ御
説明を願いたい、原料乳価に比して中
途経費に不合理があるように私は思う

のですが、その点はどういうふうになつておりますか。

○大坪政府委員 最終小売末端価格が十五円といえました場合の、乳価の各販売行程における価格がどうなつて

○大坪政府委員 昨年の例をとりまし
た場合に、大体飲用牛乳は生乳のまま

乳価を低減いたします方策といたしましては、御承知の通りにわが国の牛乳というものは、きわめて歴史が浅いのでありまして、明治の初めごろ、わが国で牛乳が使用されたところはほとんど医薬品に近いものであり、それが漸次発達いたしました場合におきましても、おおむね特殊の階級におきまします利用にとどまり、また乳児用の特殊の牛乳であつたというような発達過程をとつておるのであります。従つて、生産の面におきましても、飼育状態が非常に分散的でありますし、消費につきましても、きわめて分散的であつたのであります。そういうような発展過程をとつておりますわが国の牛乳は、最近になりまして、ようやく国民各階層の間に広く利用されるという状態に相なつたのであります。この状

工場で十石とか二十石とかいうことでなしに、少くとも一工場で百石近いものを処理する。同時に配給過程におきましても、一合ずつを各家庭に配給してまわるということでありますと、どんなに小売過程を合理化されるといたしましても、そこにおのづから限度があるのでありまして、一合当りがあるいは一升当りの単価にいたしました、少しでも少くいたしましたためには、これをもつと大量的に配給するというような方向をたどらざるを得ないと思うのであります。いずれにいたしまし

○吉川(久)委員　そういたしますと、集約酪農の構想をまず伺いたいのです。一箇所五千頭、牛乳百五十石程度の規模から見まして、現在わが国でどのくらい指定できるお見込みでございますか。現実にはどのくらいの規模まで縮小して考えられるのか、一例をとつてみて、私の長野県ではどのような

○金子委員長代理 吉川君に申し上げますが、大臣がお見えのようでありますから、技術的なことはあとにしていただきまして、政策問題に対して先に質問をお願いいたします。

○大坪政府委員　ただいまどのくらい指定できるかという点ですが、一応私どもの現在の構想といたしましては、政令をもつて基準を定めるということになつておりますが、一集乳工場を中心といたしまして、輸送距離が夏の時間で二時間程度の区域内に、最終目標といたしまして五千頭を集約的に飼育し得る状態の地域、しかもその地域は営農条件からいたしまして、あるいは農家の労働条件からいたしまして、あるいは自給飼料という点からも、少くとも八〇％くらい各農家が自

給し得るというような条件のところを
考えまして、一応指定して参りたい、
かように考えておるのであります。現
在集約酪農地として指定してもらいた
いという希望を持つて私どもの方に申
出になつております地域が、全国で約
百二十箇所あるのであります。これは
順次増加して参ると思うのであります
が、ただいまお尋ねの長野県に例をと
りますと、浅間山麓と戸隠山麓、八岳
山麓、伊那地域、——御承知のように
八岳山麓につきましては山梨県側と一
緒になりまして、ジャージー種であり
ますが、すでに指定と申しますか、い
わゆる特殊地域といたしまして、行政
的措置によりましてやつておるのであ
ります。そのほか三箇所は一応県側あ
るいは地元側の希望として地域に指定

○保利國務大臣 提案の説明にも申し上げておりますように、どうしても食糧の面から見ますれば非常に困難なところではございますけれども、ともかくこの食糧の自給態勢確立に向つて力を入れて行かなければならない國情に立つておりますが、同時に戦争前と終戦

後におきますわが国の基本的条件が、非常な変貌を来している。特にそのために食糧問題の上に非常に困難の度合いが、予想以上に加わつておるといふことは、御承知の通りであるわけでありまして、従つて一面は国民保健の面からいたしまして、蛋白、脂肪の摂取量を増大して参るという点に一つのねらいがなければならぬ。それはとりもなおさず米食偏重と申しましても、米食第一によつて日本の食生活が営まれて来た、そこにはやはり営まれていた基礎条件というものがあつたわけでありまして、そのことが破れて、米食主義だけで押し通して行けないという国情になつて、それは国民保健の上から行きますとも、こういう機換をはかつて参る。そういう上からいたしまして、どうしても食糧振興というか、動物質の食糧の給源を養う、増大して参るといふことは、食糧問題の解決の大方法からいたしまして、いなめな方向であろうと存じますし、のみならず、一面またそのことは、たま／＼脆弱なわが国農業の補完というか、安定度をはかつて参ります農家経営上の要請とも一致して参るところであります、すなわちわが国農業にできるだけ酪農を取り入れることによりまして、農家の経営の安定をはかつて行く、農家経済の向上をはかつて参る。この三面からの要請が酪農振興の強く叫ばれるゆゑんである。すなわち食糧問題に寄与する上から、国民保健に寄与する上から、農家経済、経営に寄与する上から、その頂点に酪農振興ということが強く打出されなければ

ならない、こういうふうに私は考へておるわけでありまして。

○吉川(久)委員 大臣の御説明を伺つておりますと一々ごつともでございましてけれども、ただ日本の国の零細な脆弱な農業経営を安定するといふことについては、この酪農振興法案では救われないのです。それはやはり食糧増産の他の面で行かなければならない問題であると思ひます。しかるに二十九年度の予算においては、食糧の増産対策費が遺憾ながら非常に削減をしております。そうしておいて、今度は酪農振興等によつて国内の食糧の自給確保に資したいという考え方は、残念ながら私は賛成ができない。これはこれで必要でございすけれども、食糧の自給度の確保のためには、もつとほかの面で考えなければならぬ。ことに零細な農民の経営の改善ということには、この問題で解決ができないといふことは、特に御銘記を願つておきたいと思ひます。実はこの法案の審議にあつて、総合食糧の確保、国内自給度の確保という観点からいたしまして、食糧行政全般についている／＼お尋ねをいたさなければ、この問題について審議することの意味が相当減殺されると思ひます、他の同僚議員の質疑等もあとに控えておりますから、別の機会に譲ることになりますけれども、ここに特に二点だけ関連をもつてお尋ねしておきたい問題は、昨年の凶作によつて特に食糧管理制度の問題が行き詰まりを来しております。本年もまた凶作の様相が現われて参つております。凶作は二年もしくは三年続くという古人の言葉のやうなことが不幸にも現われんとしておるや

さき、食糧管理制度が食糧の確保の上に重大な関連を持つておりますので、最近何か、これに關して相當の検討が進められておると聞きますが、この点はどういうふうになつておりますか。この際今までの経過と今後のお見通しを伺つておきます。

○保利國務大臣 冷害は数年にまたがるといふ昔からの言い伝えに對しましては、私も神経過敏に注意をいたしておりますが、今年の長期予報から判断いたしますれば、何とかこの災難はまぬがれ得るのではないかと、またぜひまぬがれたいものである。ただししかしながらそういう場合の心配をいたしまして、品種の選定あるいは植付等に対しては、技術的に万端漏のない指導を、改良局を中心としていたしておるわけでございます。

食糧管理制度につきましては、しばしば申し上げておりますやうに、すべてを戦争に寄与するために、あるいは戦後の非常な困難の中に食糧飢饉という状態が続きまして、非常に権力的に強行して参りました食糧管理制度が、事情がかわりました今日、非常に運営に困難を来しておるといふことは当然なことであると思ひますけれども、しかしながら今日の食糧状況のもとにおきまして、食糧問題を手放しにすることは、事実言へばよくして不可能ではないかというやうに私は考へておりました。従つてこの管理制度も生産者の自主的な協力、消費者の理解を得る方途を見出したいといふことで、内閣に食糧対策協議会を置きまして、各方面の御意見を十分聞き、特に、申すまでもなくこれは政府内部のことでございすけれども、国会内に

おける各方面の御意見に十分注意をいたしまして、そうして来る年度からは何とかひとつ改善の方途を見出したいといふことで、研究をいたしておるわけでございますが、今中心となつて研究を願つております食糧対策協議会では、数次にわたりまして総合的な意見の開陳があり、これはもうほとんど漏れなく各委員の意見の開陳もあり、いろいろの意見も出ておりますが、総合的な意見開陳の段階から、各論的な審議に入り、供出の面あるいは配給の面等に具体的な審議を始めようという段階に至つておるわけでございますけれども、それからどういふ方法を講ぜんとするかというところまでは、いまだ立至つていないわけでありまして、遠からず私は意見がまとまるのではないかとこのやうに期待をいたしております。むしろ政府が責任を持つていたすべきでありますけれども、この問題は考え方としては、やはり食糧問題でございすから、各政党のそれ／＼の政策の大きい部分を占める問題ではございすけれども、取扱いとしてはやはり超党派的な考えを持たなければならぬ。この食糧問題といふものは軽々に扱ふべき問題ではない、そういう上からいたしまして、私どもの方の内部的な検討がもう少し進みましたならば、各派の方々の御意見も十分伺つて、しかる上に慎重な結論を見出したい、こういうやうな考えで私のおるわけでございます。

○吉川(久)委員 ただいま大臣のお答えでは、二十九年度あるいは三十年度にも予想をされるであろう凶作の対策についての私の質問に対しては、品種

その他についていろいろ具体的に考へておるといふことでございすけれども、それならば先ほどの、本法案によつては脆弱な、零細な農民の経営の改善には役立たないといふことに関連をして、今まで比較的富農間に普及をいたしまして、まだ零細な農民には徹底をいたしておりません保溫折衷苗代の助成等が二十九年度に完全に打切られておりますが、これは補正予算などで、大臣は大蔵省と折衝して確保されるお考えを持たなければならぬと思ひますが、この点はどういふやうにお考えでございすか。それから食糧管理制度の問題について、食糧対策協議会がたゞいま非常に御熱心に検討をしてくれている、しかし最後の結論は超党派的に、問題が大きな問題であるだけに、十分にそれ／＼の立場の意見も徹して慎重に結論を得たい、今その段階ではないといふことでございすけれども、お言葉の中に、自主的供出制度等が考へられておるやに伺ひましたが、方向として自主的供出制度といふものが考へられておると解釈してよろしゅうございすか。

○保利國務大臣 言葉をとらえてのことでございますが、要するに私の申し上げることは、供出といふけれども、これは無理やりとられるんだというやうな観念をなくするやうな形で、少くとも農民からその頭をとるやうな形ではなければ、供出問題といふものはうまく行かぬやないか。かりに妥当な値段、妥当な方法で供出が行われても、農家の方で、いや、そうじやない、とられておるんだ、無理やり供出させられておるんだというやうなことで、どういふやうにいくれましても

だめじやないか。それは非常にむずかしいことではございませうけれども、少くとも審議をいたして参る者の腹構えは、大きくそこのところにあるに持たなければならぬじやないかという意味で、私をいうことを申し上げたわけでありませう。

○吉川(久)委員 それじやもう一点だけ大臣に伺つておきます。わが国の食糧が現在においては外国に相当依存しなければならぬという状態にあることは申すまでもございせんが、そこで、ただいま食糧の輸入状況はどういうふうになつておりますか、順調に行つておりますか。すなわち予定通りに行つておるかどうか、今後の見通しを伺いたいと思ひます。

それからMSAに関連をして、アメリカから麦を持つて来るということになつておりますが、今度吉田さんが、何とか政局を、多数派工作でも何でもいゝから、手段を選ばずとも、政局を一応安定しておいて、そうしてアメリカへ行つて、五千万ドルばかりの麦では足りないから、少くとも八千万ドル、一億ドルの麦をもらつて来て、もつて来た麦の二〇％ばかりでは不十分だから、それをもう少し率を上げて、そうして日本の国内の防衛生産力だけではなくて、食糧増産その他の方面にもこの金を使えるように交渉をして来よう、こういう御意図のように私は聞いてゐるのでございませうが、内閣において最も有力な閣僚であらせられる農林大臣には、事食糧問題に関連を持つてゐるだけに特に御相談があつたと思ひますが、大臣はそういうことをお聞き及びございませうか。もしそういうことではなかつたとするならば——吉田

さんがおいでになることは私は非常に困難だと思ひますが、もしおいでになるとするならば、今私の申したいような内容の実現が期待できるとお思ひになりますか、その点をお伺ひして、大臣に対する質問を終ります。

○保利國務大臣 ただいまのお話につきまして、私はまだ總理大臣から何の御相談も受けたことはございませう。ただMSAによりまして農産物の買入れにつきましては、これは本年限りのものでございませうけれども、全体から大體論を申し上げますれば、第一は食糧の輸入買付けあるいは到着の状況はどうであるか、これは具体的な数字をもつていづれ政府委員から詳しく御説明を申し上げますけれども、私の承知いたしておるところでは、輸入計画はきつめて順調に行つておられますというところを申し上げておきたいと思ひます。ただ御懸念の三十年代以降の輸入計画がどうなるか、小麦に例をとりますれば、昨年の百九十七万トン、今年の百九十六万トンという膨大な輸入量に上つておられますのは、第一はむろん昨年の異常な災害によりまして緊急措置としてやむを得ないことではございませう。同時にまた現在ひとり政府のみならず、国会におかれましてもそういう方向で強い御意見がございませうに、食糧問題を解決して行くためには、どうしても麦食依存度を高めて行く、そうして一連の総合施策のもとに食生活を改善して行かなければならぬ、それは要するに麦の消費量の増大をはかるということにはかならぬわけでありませう。さればとて、麦々といつてみたところで、右から左にそう手のひらを返すようになくあいに同行か

ぬ。しかしながらとにかく一歩前進、二歩前進で麦食あるいは粉食の普及をはかつて参らなければならぬ。従つて三十年代以降の外地食糧をどういふふうなあんばいで入れて来るかという問題は、これらの食生活の実がどの程度に上り得るかという見込みをどうつけるかといふところにかかつて来るわけでありませうが、従つてその見込みをつけることを軽々にはやれませうし、慎重な検討を要するわけでありませうけれども、おおよそ百八、九十万トンから二百萬トンくらいは小麦がやはりいるのではないかと。またかりに日本の状態が平年作であつた場合にそのくらい見込めるように見込めるかといふことでは、非常に仕合せじやないかといふように思ひます。さてその場合にそれではMSAは今年限り、来年度以降のアメリカの余剰農産物処理によつて一体どの程度の期待をかけることができるか。同時にまたアメリカも余剰農産物を処理するにしましても、あるいはカナダ、あるいはアルゼンチン、あるいは南米等の友好各国の市場をそのために混乱する形では処分することはできないといふところに置かれておられるわけですから、日本の輸入食糧が総額として一体どのくらいになるか、友好各国の市場を混乱せしめずして余剰農産物処理として受得る日本の余力といふものが一体どこまであるか、これはほんとうに慎重な検討を要する。従つて今日八千万ドルを輸入するとか、一億ドルを輸入するとか、先走つた計画を打出さず、まず国内の需給関係をどう見るかといふところに、慎重に私どもとしては検討を加えておる。そこで余剰農産物を受入れるという場合には、M

SAの場合においては私どもの主張は実現してゐない。はなはだ遺憾に思ひますけれども、さなきだにMSAの農産物が入つて来ることはわが国農業を圧迫するのじやないか、あるいはまたそのために食糧増産の手をゆるめる意図があるのじやないかといふような誤解を生じておる向きもあるわけでありませう。私はアメリカの余剰農産物があろうと、なからうととにかく外地食糧を幾らかでも輸入軽減をはかつて行かなければ、日本の自立経済は達成できるものじやない。従つてまず何をいしても自給度を高めて行くといふところに食糧政策の中心がなければならぬ。そこでたま／＼入つて来るということではあれば、むろん防衛産業の増強といふことも必要であらうかと思ひますけれども、そういふふうなものが国民の一部に誤解を与えるようなことが起らないように、その力を食糧増産等に大きく用いて行くといふことでは、な／＼国民的協力を得てスムーズに行くといふことはできない。そういう上からいしまして、決して食糧増産だけを言うわけではありませうけれども、もし行われるならば、主として食糧増産のためにこの金が用いられるように、私としては最大の努力を払い、またその点は強く申し出ておるわけではございませう。何とかMSAの援助方式でない方式を私としては希望をいたしておる次第でございませう。

○吉川(久)委員 私は今アメリカから食糧を入れることが日本農業を必ずしも圧迫するとは考えておりませう。そういう考えの方もあるのです。国内でコストの高い食糧増産をやるよりは、安い外国の食糧を輸入した方がいゝんじやないか、そうして日本の国は工業立国で行くべきじやないかという考え方もあるやに聞いておりますが、日本の現状では、私はそう輸出によつて、工業によつて、今ただちに自立できるといふことは考えておりませう。それよりは国内の食糧の自給確保、この方が私はむしろ先決問題であるといふことを考えております。しかし凶作その他の関係でたゞいま輸入をしななければならぬといふことは、決して国内の農業を圧迫するといふ考え方でやつてゐるといふような見方は私はいたしておりませうが、ただ絶対不足するところの食糧を、日本の食生活の習慣から、外国から買ひ米を買ひ米といふことよりは、むしろ麦を買ひ米。そうすれば価格差の補給金がきつめて少く済む。非常に補給金が節約できるわけではございませう。この節約できた補給金を食糧増産のために振り向けるべきじやないかと思ひます。またその一部を畜産振興、酪農振興等に振り向けるべきじやないかと思ひます。ところが米を麦に切りかえる、そうして国内の食生活の改善をやるということはおつしやつておいでになりますけれども、その改善のための具体的な施策としてここに生れて来るところの酪農振興、畜産振興等については、今日まであまり見るべきものがないのです。ですから今後この面に米の輸入をできるだけ削減をして、そうして輸入しななければならぬとするならば、できるだけ麦に切りかえて、そうしてその補給金の差額を酪農振興に振り当てて行く、国内の総合食糧の確保に振り当てて行くといふことではなかつたと思ひます。

が、これについて大臣の所見を承つておきたい。

○保利国務大臣 方向といたしましては、お説の通りだと思います。それをどうというふうにとどの程度に調和をとつて推進して行くかということに問題があるかどうかと存じます。方向としては私も全然同感に存じます。

○金子委員長代理 芳賀貢君

○芳賀委員 私はこの機会に農林大臣に本法案に対する主要なる点を御質問したいと思ひます。

まず第一に、この法案は言うまでも

体の酪農の広汎なる振興といふものは、逆に、前の国会におきまして有畜農家創設特別措置法というものが成立しておりまして、これは全国の無畜農家を解消するということによつてわが國の農業経営を合理的に、しかも近代化の方向に持つて行こうとするねらいが含まれておるわけでありますが、これらの二つの法案との相關關係の中においても、いろいろの問題が出て来ると思ひますので、その点に對してお伺ひしておきます。

でございますけれども、今日はこの方向というものは、一つの食糧問題解決という大きな波の上にこの酪農振興というものが浮き彫りされて来ておるわけでございますから、この浮き彫りされた酪農振興をより具体的に具現して参るというためには、こういう法律を整えた方がいいではないかという結論から、この法案を提出をいたしておるわけでございます。

○芳賀委員 先ほど吉川委員も指摘されましたが、今年度の政府の食糧政策に対する考え方というものは、相当大き

外国の過剰農産物をわが国に入れるということは、今までは日本の農業というものは、多分に保護政策によつて守られて来ておつたわけでありますが、最近大蔵省の農産物価格に対する基本的な態度を見ましても、あくまでも低価格政策で行くということを打出しておるように考えるわけでありますが、わが国の農産物の価格を極端に押えるということは、国内における食糧の自給態勢を確立する上においては、逆なことになるのではないかというふうに考えるわけであります。この法律の中

代に入らんとしておる、平和が回復して、それ／＼の国がそれ／＼の自国における産業を回復して参りますれば、農業生産が大きく回復、拡大をして参る。その結果農産物の過剰時代が到来するということとは、何人も想見し得るところでございます。しかしそうだからといつて、それでは世界が食べものものが余るようになつて来ておるから、食糧増産の手をゆるめても、お話のように安いものを買つて来て行けば、増産ということをやらなくてもというようない意見が万一にもありとすれば、こゝ

1. *Journal of the American Medical Association*, 1997; 277: 1033-1038.

○保利國務大臣 無畜農家を解消して有畜農家を創設して参るといふことは、これは戦後言われたのみならず、早くから農家経営上の安定策として取上げられて、それが遅々としてなかなか実現ができていなかった。それに對してお話のように、今日の農家の實際から申しまして有畜化する必要が緊要になつて参つて、法律におきまして、予算措置においてもかなり強い線を打出して、その実現をはかつていたしまふところは、恵まれないわが国

く方向をかえておるように考えるわけでありますが、このことは、外米に依存して毎年今までは三百億以上の輸入補給金を出しておつたわけであります。それをできるだけ麦に切りかえることによつて、輸入食糧の巨額な補給金を削減するといふこの方針に対しては異論はないわけでありますけれども、その外米を麦に切りかえるといふ一つのやり方が、国内におけるところの麦の増産等に主力を注ぐといふこととでなくて、むしろアメリカの余剰古麦に依存する考え方といふものは、これ

におきましても、豊富低廉な酪農食品を国民に提供するということをうたつてあるわけではありますが、しかればこの法律というものは、真に農業者自体に対する、酪農民に対する、——酪農によつて農業経営の安定をはからせようとする意図が先行するのがあるいは安い豊富な酪農食品を国民の食生活の前に提供するという考え方であるのか、どちらが重要視されておるのかという点に対して、いささか疑点がありますので、その点に対する大臣のお考えをお聞きしたいのであります。

ればとんでもない意見だと私は考えております。むしろ問題は非常に複雑だろうと思いますが、国内産の農産物も、農家の経済がそこなわれざる限り、できるだけ安くならなければ、日本農業の発展も考えられない。従つて、農業の合理化、改善ということは非常に必要でありますけれども、さればとて、それじや農家経済を破壊するよいうな農産物の価格をきめたらどういう結果になるか、こんなことは申すまでもなく明らかなことでございます。私は大蔵省等におきましても、決してさ

1. *Journal of the American Medical Association*, 1997; 277: 1033-1036.

ばとして現在よりやく芽ばえつつあるわが国酪農の芽をつむようなことになつては一大事で、取返しのつかないことになるわけでありませう。食生活の改善、麦食普及ということが一面強い要請でありますから、これにこたえすための適宜の措置をとらなければならぬことは申すまでもございませうけれども、どこまでもやはりわが国酪農をしてできるだけすみやかに国際水準にまで達成せしめて行くということに、より力を用うべきときであらう。そうすることによつて——むろんこれは一年、二年でどうこうというわけには参りませんが——豊富低廉な乳製品が提供できるように持つて行くということも、酪農振興のねらいにしなければならぬことは当然である、こういうふうな考え次第であります。

○芳賀委員 わが国の食糧の自給度を高める上において、米の生産に關しては、日本の米作の生産技術あるいは品種の改善というものは、相当高度の限界まで来ておるので、この面に対して今後急速に大きな増産の期待は持てないかも知れませんけれども、他面畑作農業の面におきましては、増産の可能性はまだ大きな期待を寄せることができるとあります。麦類であるとか、そういうものの増産が大きく行われた場合においては、どうしても食生活をかえて行かなければならぬという必然的なものが出て来るわけでありませう。従つて乳製品の必要度は高まつて来ると思つてわけでありませうが、その場合に一番前提になることは、かかる経費の転換は、結局農民に対して経済的にも非常に寄与するものが多いという安心感を与える必要があると思つてわけ

であります。たとえばMSAの五千万ドルの余剰農産物輸入の場合におきましても、五十万トンの小麦と千万トンの大麦のほかに、乳製品を二百万ポンド程度買いつけるという説も聞いておるわけでありませうが、このようなことは、現在の国内における乳価の上においても非常に大きな影響が生ずると考へるわけでありませう。かような点に對して大臣は、どのようにして国内の乳価の安定をはかるお考えを持つておるか。その点は非常に大事であるので、お伺いしておきたいと思ひます。

○保利国務大臣 MSAの農産物買入の對象としましては、今日は今お話の小麦五十万トン、大麦十萬トンでございまして、それ以外には私はまだ何も話を受けておりませんし、私の方からもいたしておらないわけでございます。ただ主としてバターでございませうが、乳製品を輸入する場合に、食生活の改善、粉食普及という面からい

たしますれば、これはほんとうのことを言つて、国民経済上の大きな要請でございませうから、少々犠牲はしんぼうしてもらつて大量に供給して行くことが、食生活改善を促進して行く一番近道だと思つてわけです。しかしさうだからといつて、先ほど申しますように、せつかく芽をふき出した内地酪農の芽をつむような結果に終ること、何としても忍びざる犠牲でございませうから、これだけは、何とかさういうことの起らないようにしなければならぬ。しかし同時にまた内地酪農も、政府がさういふ考えを持つてゆくに現狀に甘んぜられるということでははなはだ困る。どうしてもある程度、国際的水準とまでは行かないにしても、

それに近いところまでは、何とか進歩改善のくふうが當まれるというところには、行政措置としても持つて行く必要がある。従つて安いものを買つて来て、内地のものよりブルでもして、そして消費者にできるだけ安く供給するという反面の要請を満たして行くという措置ができれば、私はけっこうだと思ひます。そして同時にできるだけ内地酪農の水準を高めて行くという、そこらの兼合いで問題を考へて行くべきでないか、私はさういふふうに思ひます。

○芳賀委員 今後の酪農の振興の場合においては、何としても農家に對して、酪農に對する経済的な基盤の培養といひますか、安定感を与えんといひことが第一になつておるといふことは、大臣も認められておるわけでありませうが、この法案の中において十分了承できない点は、農家が牛を飼育して生産した原料乳等に對する価格の維持といふような点に對して、非常に不明確なものが多くおられます。もちろん国内におけるところの乳製品の需要を増大させるためには、低廉なる価格によつてこれを提供するということは

言つてもないわけでありませうが、問題は、現在における乳価あるいは乳製品等の価格を見ても、農家が生産したところの原料乳は非常に価格が安いのであります。それがあれば市乳となり、あるいは製品化されて消費者に提供される場合においては非常に高過ぎるのであります。ここに問題があると思ひます。原料が安くても製品が高過ぎるというこの現象といふものは、何かそこに一つの魔術があるといふふうな考へるわけでありませうが、この法案

を通じて見ても、依然としてこの集約地区を設定して酪農を振興したことによつて、生産者の乳価が保証されるといふ点が不明確であるといふれば、これは今後また乳業資本に取奪させるといふ、かかる大企業に對する擁護法案といふようなことにならぬとも限らぬわけでありませうが、どうしてこの法案の中に對して、酪農農家に對する経済的な基盤を原料乳等の価格維持の点において明確にするという一番大事な点が取残されておるかという点に對して、その理由をお伺いしておきたいと思ひわけでありませう。

○保利国務大臣 原料が安くて製品が高い、これは流通加工の過程に不合理がある、合理化の余地が残つておるといふことに常識的には考へられるわけでございます。内地の農家が不当に取引上の不利を招かないような措置は、この法案でも講じ得ると存じております。なお中間加工あるいは流通業者の不当な取引につきましては、私どもとして十分監督して行かなければならぬのじゃないか、と申しますことは、一面今日外地乳製品を得ようとするれば得られ易い状況のもとにある。しかもそれは内地農家を保護する立場から、消費者にござんばうを願つて、できるだけ入れないようにはしている事情からい

たしまして、当然さうしなければならぬといふ考へておるわけでありませう。流通加工の面における合理化、改善につきましましては、できるだけ注意を払つて参るようにはいたしたいと思ひます。○芳賀委員 最後に、ただいま申し上げた問題は、酪農振興法案が当然以前に上程せられるであらうといふことを期待せられておつたわけでありませう

が、政府の原案も第一次、第二次、第三次案というよりな形で、これがだんだん骨抜きになつて出ているといふことをわれ／＼は知つておるのであるといふ。どういふ点が骨抜きになつておるかといふと、結局生産者の利益を守るという立場よりも、むしろ既存の乳業資本の利益を守らねばならぬといふ一つの力關係に押されて、こういう非常に期待の薄いような法律案が上程されたように判断しておるわけでありませう。この点はただいま大臣の御答弁の中においても、十分善処するといふよりなことでありませうが、これらの具體的な点に對しましては、法案の内容の審議の中で十分お伺いしたいと思ひわけでありませう。ここでお伺いしておきたい点は、有畜農家創設あるいは酪農振興等によつて、たとえば年次の三箇年計画であるとか五箇年計画、それらのものが当然策定せられると思ひますけれども、今年度の予算等を見ましても、ジャージー種の輸入は一千八百頭程度でありまして、これは二億六千万程度と思ひます。有畜農家創設による資金の融通に對する利子補給等に對しても、わずかに二億五、六千万円しか計上されておられません。国が外国牛を買いつけてこれを集約地区に貸付するといふ一つの方法、あるいは有畜農家創設要綱等に基いて創設資金を融通して、これに對する利子の補給は非常に大きいと思ひますが、たとえば三年後、五年後にどのくらい酪農振興法あるいは有畜農家創設特別措置法等によつて期待された効果が生じて来る

といふふうな大臣は考へられておる

か、その点をお伺いしたいと思ひます。

○大坪政府委員 ただいま予算に關連して御発言がございましたので、一応お答えいたしたいと思ひのであります。御承知のように私どももいたしまして、本法案を提出するにあたりまして、現在昨年から續けて参りました外国産のジャージー種につきましては、昨年度からの経緯をいさいに検討いたして参りますと、わが国の農業、特に新たな機構にも十分に適応性があり、なおその飼育状態から見まして、大体十分やつて行けるという見当がおおむね立ちましたので、今度も引続きこれを實施して参りたいと思ひのであります。ただ各国の事情並びにわが国に輸入します場合の輸送等についていろいろの難点があるのであります。ただちに大量のものを輸入するといふようなことは困難じやないか、昨年六百頭輸入した経験からいたしまして、本年度はその三倍程度、千八百等を輸入いたすということになつておりますが、実はこれも相当大がかりな仕事であるのであります。来年度につきましては、もちろん予算との関係もありますが、本年度の経過にかんがみまして、さらに増加いたすべく努力いたすつもりであるのであります。ホルスタインの内地乳牛につきましては、これは各地方からの要望がきわめて熾烈であるのであります。従ひましてその意味合いから、二十二億という融資金額の中から、できるだけ馬その他の融資金を乳牛の方に振り向けるという方法によりまして、乳牛の導入希望に応じたい、かように存じておりますが、御承知のように、乳牛の年々生産

増加率は数学的に一応の限度があるのであります。その限度がありますものに対して、多額な資金を各方面にばらまくといふことになりまして、現在においてさへ乳牛が割高であるというような声があるのであります。その点につきましては乳牛の不当な価格騰貴といふものを考えなくちやならぬのでありますから、計画的にこれを導入して参ることがぜひとも必要じやないかと考えるのであります。現在は二十二億の中で約半分の十億見当を乳牛導入資金に使つておるのであります。今後年々乳牛が相対的に増加して参りますと、それに応じまして年々増加数字も増加して参りますので、その増加数の比率に応じまして融資金額も増加して参りたい。かように考へてゐるわけでありまして。

○金子委員長代理 遠藤三郎君。

○遠藤委員 私は、農林大臣がいらつしやいますから、政治につながる重要な問題についてきょう二、三の点をお伺ひしまして、法案のこまかいことについてはまた、事務局から別の機会に伺ひたいと思ひわけでありまして。

私も酪農関係の衆参両院の議員が五、六十人集まつて、いろいろ研究し、議論していただくわけでありまして、それらの人々の議論の間にいろいろ出て参りました問題を、ここではつきりしておきたいと思ひのであります。私はこの酪農振興法全体を見ますと、結論から申し上げてまことになまぬるい、大したものじやないと思ひますけれども、とにかく酪農振興の一つの憲法にもなるし、基本的な問題にもなるので、でき得る限り早くこの委員会を通していただきたい。政府の方も

そういう考へでひとつ対処していただきたいといふことを、まず前提として申し上げておきたいのであります。

第一の問題は、集約酪農地帯を設定する基本的な考へ方はどういふ考へ方であるか。今日酪農界で一番の問題は何かといふと、牛乳なり乳製品の値段が高い。一般の国民はみな牛乳が飲みたい、バターが食べたい、乳製品がほしいといふ要望を持っておりますけれども、いかんせん値段が高くて買えない。外国に對する競争力も非常に弱い。日本の乳価は相当高いので、製品として出て行くときには、アメリカその他に對して非常に日本のほうが高くなつてしまふ。でありますから牛乳なり乳製品の値段を下げて、しかも農家経済のバランスをとつて行くことが今日の基本的な問題だと思ひわけでありまして。そこで集約酪農の地帯を設定して行くことについては、私どもは、集約的な経営をやることによつて経営の能率を上げて行く、経営の合理化をして乳価なり乳製品なりを安くして、對外的な競争力を強め、国内の消費量を拡大して行く、しかも農家経営といふものがちやんとバランスがとれて行くんだ、ここにねらいがなくちやならぬと思ひのであります。が、この酪農振興法においては、集約酪農地帯をきめて行くといふ考へ方で牛乳の値段を下げるのか、乳製品の値段を下げるのかという考へ方は一つも現われていない。この点はどうしたことか、大臣にお伺ひしておきたいと思ひわけでありまして。

○保利國務大臣 この法案に、具体的にそういう表現をいたしてないといふ御指摘はごもつともとは存じます

が、どうしても、先ほど来お答えいたしましたように、食生活の現状からいたしまして、また消費者にこたえる上からいたしまして、乳製品をできるだけ安くしなければならぬ、安くしつゝ、しかも飼育農家の経営が安定することを失つてはならない、この二つの面からいたしまして――それではどうに理由があるんだ。それは要するに酪農経営がまだ近代化せられていない、たとへば現在原料の牛乳を集め出すにしても、ばらばらにきわめて密度の薄い飼育農家から集めて参る。そこに集乳費につきましては相当の割高な経費が加わつておるといふことからいたしまして、そこでどうしてもいふゆるる集約的な飼育農家をつくりまして、そうすることによりましておのづから加工の面におきまして、あるいは原料収集の上からいたしまして、非常な経費の低減を來すことは、これはもう当然のことでございますし、集約酪農の方針をとつて参りたいといふのも、主としてはお話のような趣意にこたへたいといふところに趣旨があることを御了解を願ひたい、かように存じます。

○遠藤委員 ただいま大臣の仰せのうちに、一定の地域をきめて、そこに密集的に乳牛を入れてもらいますと、集乳費が非常に安くなる。しかも国家的な強い援助によつて農家が牛を持つて参りますから、農家の生産費の方も下つて来る。そうしましたならば、農家から牛乳を安く買うといふ建前になる。あるいはまた現状で行くといふ建前であるとするれば、それだけ工場の方がもうかつて参ります。従つて工場

は今まで集乳費に非常にかかつておつただけけれども、今度は集乳費にかからなくなつて、経営の費用が非常に安くなつて参りますから、消費者に出すときには安く売らせるといふ考へ方がそこに出て来なくちやならぬと思ひますが、その点についてはこの法案でどういふ用意をしておるかお尋ねしておきたい。

○保利國務大臣 法律上の用意は別といたしまして、先ほど芳賀さんにお答えいたしましたように、法律で業者の生産費のコストを調べ上げて公定価格をつくるというふうなことをしなくても、私は民主主義社会における相互の監視といふもの、しかも公正なる取引を行はしめるということにつきましては、行政当局として責任を持つて参りたいといふ趣旨でございますから、大体行政措置をもつて御趣意のことを達成し得ると考へてゐるのでございましてけれども、今後その点につきましては十分研究いたしたいと思ひます。

○遠藤委員 私は今乳製品なり牛乳なりの価格が下つて行くといふ問題について質問をしておつたわけでありましてけれども、實際問題として、今日四箇所ないし六箇所の集約酪農地帯をつくる。そこは経営が非常に合理化されて乳価も安くなり、乳製品も安くなつて行く。こうなつて参りますと、そこは大いに振興されますけれども、安いものが出て参りますから、他の地帯の酪農といふものは火の消えたとやうになつてしまふ、そこで集約酪農地帯が榮えることによつて、他の一般酪農地帯が非常に大きな打撃を受けて行く、そういうことになりはせぬかといふことを心配するものであります。そこで私

は、今そういうことをとやかく言つて農林大臣を追究しようなんという考えは一つもないのでありますが、問題は、二つとか四つとかいろいろな集約略農地帯だけを考へてやつておつて、そうしてこういう法律でもつて満足しておられると、問題がいろいろ出て参ります。むしろ略農不振興の結果になつて行く、でありますから、一挙に全国的にこの集約略農地帯の考へ方をぐうつと押して行かないと、それはかえつてマイナスになつて行くおそれがありますから、それについての農林大臣のはつきりした考へ方を承つておきたい、それではないと、一万においては非常に生産費の安いものが出て来る、それは特別国家の恩恵によつて集約略農地帯ができておるから、それはよいのだけれども、その他の方がだん／＼枯れて行つてしまふ。その他の方が枯れないようなそういう考へ方ははつきり持つておられるか、どうしてそういうことをやつておられるか。私も今度の昭和二十九年年度の予算をやるに、この四箇所の集約略農地帯の設定の予算を捻出するにも非常な苦心さんたんをした、将来非常に心配になるわけですから、政府としてこういうものを出す以上、全国的にだつとやつて行くだけの自信と、そうしてはつきりした見通しを持つておらなくちゃならないと思ふのでありますけれども、その点についての大臣の御決意のほどをひとつ伺つておきたいと思ふわけでありま。

だけ御趣意のようなことにならないように、全国一斉に芽を吹き上げるという形に、できるだけ急速に、少くとも二、三年のうちにそれをやらなければいかぬじやないかというように考へておるわけでございますが、しかしこれはなか／＼財政上の関係も伴いますので、さらにひとつ御協力をお願い申し上げたい、私の考へはそういうことでございます。

○逋藤委員 その次は大臣のお考へもよくわかつたのでありますが、この法案を通すときには、基本的な考へ方としてこういうものがあるのだといつて、一応将来の計画を出されて、そしてこれでもつて押して行くという考へ方を、ひとつとつていただきたいということをこの際要望しておきたいのであります。

たしたい、かように存じております。○逋藤委員 今のストック金融問題ですが、これは大きな力を持つておる会社は相当やつて行けると思ふので、農業団体何かがやる場合には、そのストックでもつてたちまち行き詰まつてしまつて投げ売りをするから、たいてい売るよりほか方法はなくなつてしまふ、それが今までの乳価を低落させた一番大きな原因でありますので、これをよくひとつ考へておいていただきたい、こう思ふわけでありま。

○逋藤委員 その次は大臣のお考へもよくわかつたのでありますが、この法案を通すときには、基本的な考へ方としてこういうものがあるのだといつて、一応将来の計画を出されて、そしてこれでもつて押して行くという考へ方を、ひとつとつていただきたいということをこの際要望しておきたいのであります。

○逋藤委員 その次に私は、第八条の關係でありますけれども、資金問題であります。資金問題について一応三条の計画を実施するに必要な経費を出すというところになつております。この点についても一つの問題があります。それは何かといふと、今日略農界で一番困つておるのは何かといふと、御承知のように牛乳の生産量が一年間、春と秋と夏と冬とではかわつて来る、そしてしかも需要量といふものは非常にかわつて来る。従つて価格に非常に大きなフラクチュエーションがあるわけでありま。大別して四回ぐらゐの差が出て来るわけでありま。そこで牛乳がどん／＼できるときには需要が少い、その間にストックをしておかなければなりません。これは農業団体がやる場合でも、製酪業者がやる場合でも同じでありますけれども、ストックが出て参りますと資金の融通がきかなくなつてしまふ。そこで勢い生産者の乳価をたいて行くというふうな問題が出て来るわけでありま。さもないと安く投げ売りをしなければならぬ、こういった問題が出て来るので、資金問題が、この経営の合理化の問題としては最も大きな問題でありますけれども、そのストックができた場合に、それをささえて、農家の乳価をたいて安く売らなくてはよいようにさせることができないような資金の融通の道を考へておかなくちやならぬと思ふのでありますけれども、これについて

○大坪政府委員 わが国の略農に關連いたしました需要は非常に増大する。ところが冬場になりますれば供給は増加いたしました消費の方は減退をする、こういうふうな逆現象にあるのであります、その意味合いにおきまして、需給といふものが年間季節的にアンバランスであるのであります。従つて当然余乳の問題が起きて参るわけでありま、これがこれにつきましては、いわゆる乳製品工場をできるだけ増設をするといふことで、そのために農林金融公庫から略農施設の特別融資をいたすことに相なつておるわけでありま。これは主として農業協同組合既設団体に對します融資であります、その他いわゆる資本的なものにつきましては、開發銀行等の融資といふものが一応考へられるわけでありま。ただいまお話の点は、製品をストックしたときのお話かと思ふのであります、これににつきましては、現在のところ遺憾ながら特別の措置はないのであります、御承知のようにこれらにつきましては、できるだけ外国からのパターその他製品の輸入につきましての措置を加へまして、あまりそうたくさん滞貨するといふようなことのないようにい

その次に十二条關係の許可施設の問題になるわけでありま、これは大臣にひとつ伺つておきたいのでありますけれども、集約略農地帯におきましては、一定の施設は許可をしなければならぬことになつております。この許可をする場合に二つの問題が出て参ります。一つは従来の工場を守るに急で、新たにそこに発生しようという工場を押さへてしまふ、こういう効果が一つに現れて参ります。もう一つは逆の場合が現れて来る、新たな工場を許可することに急であつて、従来の工場を投げ出してしまつて、そして資本の二重投資にして混亂されてしまふような結果も予想されておる、この二つの面からの議論があるのでありますけれども、この十二条の書き方を見て参りますと、どうもこれから發達しようとしておるような新しい力といひま、す、そういうものを押さへてしまふような効果があるように見えますけれども、一体そういう考へ方でありま、か。あるいはまた逆に、今までの既設の工場を排撃してしまふといふような考へ方でおるのであります。その基

は、今そういうことをとやかく言つて農林大臣を追究しようなんという考えは一つもないのでありますが、問題は、二つとか四つとかいろいろな集約略農地帯だけを考へてやつておつて、そうしてこういう法律でもつて満足しておられると、問題がいろいろ出て参ります。むしろ略農不振興の結果になつて行く、でありますから、一挙に全国的にこの集約略農地帯の考へ方をぐうつと押して行かないと、それはかえつてマイナスになつて行くおそれがありますから、それについての農林大臣のはつきりした考へ方を承つておきたい、それではないと、一万においては非常に生産費の安いものが出て来る、それは特別国家の恩恵によつて集約略農地帯ができておるから、それはよいのだけれども、その他の方がだん／＼枯れて行つてしまふ。その他の方が枯れないようなそういう考へ方ははつきり持つておられるか、どうしてそういうことをやつておられるか。私も今度の昭和二十九年年度の予算をやるに、この四箇所の集約略農地帯の設定の予算を捻出するにも非常な苦心さんたんをした、将来非常に心配になるわけですから、政府としてこういうものを出す以上、全国的にだつとやつて行くだけの自信と、そうしてはつきりした見通しを持つておらなくちゃならないと思ふのでありますけれども、その点についての大臣の御決意のほどをひとつ伺つておきたいと思ふわけでありま。

○逋藤委員 その次に私は、第八条の關係でありますけれども、資金問題であります。資金問題について一応三条の計画を実施するに必要な経費を出すというところになつております。この点についても一つの問題があります。それは何かといふと、今日略農界で一番困つておるのは何かといふと、御承知のように牛乳の生産量が一年間、春と秋と夏と冬とではかわつて来る、そしてしかも需要量といふものは非常にかわつて来る。従つて価格に非常に大きなフラクチュエーションがあるわけでありま。大別して四回ぐらゐの差が出て来るわけでありま。そこで牛乳がどん／＼できるときには需要が少い、その間にストックをしておかなければなりません。これは農業団体がやる場合でも、製酪業者がやる場合でも同じでありますけれども、ストックが出て参りますと資金の融通がきかなくなつてしまふ。そこで勢い生産者の乳価をたいて行くというふうな問題が出て来るわけでありま。さもないと安く投げ売りをしなければならぬ、こういった問題が出て来るので、資金問題が、この経営の合理化の問題としては最も大きな問題でありますけれども、そのストックができた場合に、それをささえて、農家の乳価をたいて安く売らなくてはよいようにさせることができないような資金の融通の道を考へておかなくちやならぬと思ふのでありますけれども、これについて

○大坪政府委員 わが国の略農に關連いたしました需要は非常に増大する。ところが冬場になりますれば供給は増加いたしました消費の方は減退をする、こういうふうな逆現象にあるのであります、その意味合いにおきまして、需給といふものが年間季節的にアンバランスであるのであります。従つて当然余乳の問題が起きて参るわけでありま、これがこれにつきましては、いわゆる乳製品工場をできるだけ増設をするといふことで、そのために農林金融公庫から略農施設の特別融資をいたすことに相なつておるわけでありま。これは主として農業協同組合既設団体に對します融資であります、その他いわゆる資本的なものにつきましては、開發銀行等の融資といふものが一応考へられるわけでありま。ただいまお話の点は、製品をストックしたときのお話かと思ふのであります、これににつきましては、現在のところ遺憾ながら特別の措置はないのであります、御承知のようにこれらにつきましては、できるだけ外国からのパターその他製品の輸入につきましての措置を加へまして、あまりそうたくさん滞貨するといふようなことのないようにい

たしたい、かように存じております。○逋藤委員 今のストック金融問題ですが、これは大きな力を持つておる会社は相当やつて行けると思ふので、農業団体何かがやる場合には、そのストックでもつてたちまち行き詰まつてしまつて投げ売りをするから、たいてい売るよりほか方法はなくなつてしまふ、それが今までの乳価を低落させた一番大きな原因でありますので、これをよくひとつ考へておいていただきたい、こう思ふわけでありま。

本的な考え方を伺つておきたいと思ひます。

○保利国務大臣 新しい施設といった場合には、この取扱ひ方につきましては、非能率な工場が濫立するようになつて、このないようにならなければならぬとせん。それから申しまして、そこに一定の経営規模というものはおのずからあるわけでございますが、すでにその地域に優秀な施設があります場合に、新たに増設をする必要があるかどうか、これはおのずからわかることとございまして、それが非常に非能率な工場施設でありますれば、そこに新たなものをつくつてもよろしいとはけつこうだと思ひますけれども、相当優秀な施設があるにもかかわらず、また新たなものをつくるというふうなことは、これは避けた方がよいのではないかと。従ひまして、この運用につきましては、具体的に個々の場合について慎重な処置をいたして参るようになつたかと考へております。

○金子委員長代理 それでは暫時休憩いたします。

午後一時二分休憩

午後三時二十七分開議

○芳賀委員長代理 休憩前に引続き会議を開きます。

酪農振興法案について審査を進めます。足鹿委員。

○足鹿委員 私は質問はあとにいたしました。本法案の審議に必要と思ひます資料を御提示願ひたいのであります。次にその要求いたしますものを十ばかり並べますから、その中でこの間いただいた資料によつて尽きておると

いうものについては御省略願つてけつこうであらうと思ひます。

一に、知事が酪農振興計画を定める場合の手續に關する省令、

二が集約酪農地域の指定基準に關する政令及び現行の集約酪農地域建設要領、これは政令、省令委任事項であります、通覧いたしますと、省令あるいは政令に委任する事項がきつめて多いのであります。私は今申しました点以外に、それらの点で御準備になつておるのは、この際要求いたしておらない点でも、必要と思はれるものは御提示を願ひたいと思ひます。特に集約酪農地域の指定基準に關する政令といふようなものは、部外にはすでに出しになつておるのではないかと。このかんじんな集約酪農地域の建設要領とでもいふようなものが、資料としてまつ先に御提示になるべき性質のものであるにもかかわらず、御提示にならないといふことは非常に遺憾に思ひますので、これは本日でも持つておいていただきたらばたちに出していただく。元來大事な資料といふよりなものについてはあまりくれないで、こういう印刷にしたような、一般統計に載つておるようなものではわれ満足できないのであります。そういう点も御留意願つてよろしく願ひたいと思ひます。

三が集約酪農地域の設定計画、どういふ所に幾らつくつたか、また今後つくる考えがあるか。現在全国から申請しておるような地域はどういふ所であるかといふようなことについて、もう少し知らしてもらいたいと思ひます。

四が、現集約酪農地域の現情に關する資料、現在すでに集約酪農地帯を指定して、導入をされておるようであり、その実情が知りたいので、それを少し詳しくお知らせを願ひたい。

五が、集約化によつてコストがどういふふうになつたかといふようなことについて、まだ事業を実施して間がないので無理な点もあらうと思ひますが、やはり一つの計画としては、集約化によつてコストが下つて行く。それが国際競争力にも耐えられるし、また消費の増大にも實際的に貢献することができるのでありますので、これは大事だと思ひます。それをいたした

六が、本法律の施行に伴う予算状況はどういふふうになつておられますか。予算委員会等でもらう資料はきつめて一般的のものであります。よく内容がわかりません。ひとつ詳しいものを御提示願ひたい。

七が生乳等の取引並びに乳価の現情に關する資料、それから牛乳の取引模範契約といふようなものがどこにあるものでもよし、またあなた方がこの法律施行後において、こういうふうな取引の契約をせしめた方がよいといふような御研究もあらうかと思ひます。問題は乳価の適正決定の公正取引が本法案には少し欠けておる面があるのではないかと、そういうふうにも考えられますので、七の資料の御提示をわすらわしいと思ひます。

八が、牛乳、乳製品の生産費、酪農家経済等に關する調査機構の実情はどういふふうにしておやりになつておるか。これは先ほど酪農関係資料として

御配付になつたものに、生産費、酪農家経済等については一応出ておるようであり、どういふふうにしてお調べになつておられますか。独自の調査機構がありますか、あるいは農林統計部を利用しておられますか。その点今後の問題として参考に資したいと思ひます。

九が、牛乳、乳製品の製造、販売経費に關する資料、聞くところによると、東京では五、六百本も牛乳の小売をすれば、もうけつこうおまんまがいただける、こういうふうな状況であるように聞いております。私の地方で、このごろ小さなメーカーが出しておるものを見ますと、一般の市価よりも一合びん一本について三、四くらゐ安い。それでもけつこうそれと會つて聞いてみると、引合ふと言ふんです。乳製品あるいは牛乳の消費を増大する面において、一般勤労者の家計の上、今の乳価では少し大きく響き過ぎはしないか、そういう点でも少し中間経費の問題については検討を要する面があるのではないかと。そういう面からあなた方の見られる乳製品の製造並びに販売経費、これは肥料のコストの場合と同じように、正直なものをいへば、さしあたりがあらうかと思ひますが、しかしこれは大事なことでありますので、ぜひ御提示をお願いいたします。

十が牛乳、乳製品供給の実情及び今後の見通し、現在の供給状況は過般にたいた資料にはございしますが、今後どの程度までこの供給を進めて行くかといふおののか。またそれには年次別にはどういふふうにして進めて行くかとするのか。これはこの供給状況がうまくバランスをとつて進まない、か

えつて集約酪農地を設立することによつて、一歩誤れば酪農家の経営を混乱せしめるようなことになりかねないと思ひます。その点もあらうかと思ひますので、そういう点について、計画あるいは見通し等の資料があつたら、この際お願いしたい。

十一、乳製品輸入の現状及び輸入計画に關する資料、これは先ほど述べましたように、一般の資料に一応は載つておりますが、なお輸入計画といふような点については、載つておらないような点もあつたと思ひますので、重複しておればよろしくございしますが、もし重複しておればお願いしたいと思ひます。

それから十二が、乳牛の価格の高騰とその対策、これは有畜農家創設のための資金措置が講ぜられ、また各県において、それ／＼独自の立場から導入対策が講じられておるといへども、乳牛の価格が非常に暴騰いたしました。かえつて酪農家に大きな負担をかけるというふうな点が従来は／＼見られます。これは酪農の場合のみならず、他の一般の家畜導入の場合に共通する現象だと思ひます。この値段の変動の状態を現わす資料、またそれに対する当局の対策いかんという点について、資料をいたした

最後に第十三として、酪農につきまして農業協同組合の育成方針はどういふ方針をおとりになつておられますか。それについて国内はもちろんであります。また、外国方面でも参考とすべき事例がありましたら、御調査の上御提示を願ひたい。

以上十三項目であります。書いておりますから、あとで文書によつて提出

いたしますが、審議を促進させて行く上におきましても、たいへん大事な点だろうと存じますので、ごめんどうだろうとは思いますが、よろしくお願いいたします。

○大坪政府委員 たいまい御指摘のありました資料要求の点であります、これはきわめて重要な資料でありますので、よく検討いたしまして提出したいと思っております。ただ中には相当数すでにお配りしております資料もありますが、一応その点につきましては、何月か何月にこういふふうによつて、一、二、三、四、五はすでに一応お配りいたしております。そのほかの点につきましては、一応お配りいたしております資料もありますが、なお考へ方と申しますか、資料のねらつてゐる点に多少のずれもあるようでありまして、そういう点も検討を加へまして、提出できまう資料はなるべくすみやかに提出したいと思つてゐます。ただ一、二非常に困難じやないかと思はれる資料もありまして、その点はおかじめ御了承願ひたいと思つてゐます。

○遠藤委員 たいまい足鹿委員から資料の提出の要求がございましたが、いずれも基本的な資料だと思つてゐます。私も今足鹿さんの要求された資料も若干欲しいと思つたのでありますが、重複を避ける意味ではかの資料をお願いしたいのです。

一つは午前中質問をいたしましたストック金融をやる場合に、どの程度の金額の資金が必要であるか、ピークの場合にどの程度になるか、期間と金額、その資料がもしできたらひとつ出していただきたい。それが第一であります。第二は乳価の変動の趨勢を

知りたい。これは足鹿さんの要求された資料の中にもそれは出て来ると思つてゐますが、念のためにも一度説明しておきますと、契約をして参りますときに、契約変更の時期をどうするかという問題になりますと、この乳価の変動の資料がはつきりしないと、契約の変更の時期をきめることができないのであります。契約の有効期間というものがこの乳価の変動に応じてきめられなければならないと思つてゐます。でありますから、この乳価の変動の趨勢というものは、これは月別でいいと思つてゐます。何月か何月にこういふふうによつて、何月によつて行く、そういう趨勢のわかる資料が欲しいと思つてゐます。それからもう一つは牛乳生産者と製酪業者との間に今度書面契約をつくることになつてゐるわけでありまして、書面契約をつくる根本的な必要性——一体どこにそういう必要があるのか、こういう議論がわれ／＼議員の集まりの中から非常に出てゐるわけでありまして、その必要性がどこにあるかということ資料をもつて説明していただけたら非常にありがたいと思つてゐます。こういう不合理な状態が予想されるときか、将来はこういう不合理な状態が予想されるときか、そういうことをはつきりさせないと、書面契約というものを強制する根拠がはつきりしないのでしうから、書面契約を強制する根拠を説明するような資料があつたら、ひとつ出していただきたい、これが第三点であります。第四は足鹿委員の要求された資料の中に多分出て来ると思つたのでございしますが、農林大臣が集約酪農地帯を指定する場合には、その指定の基準になるものがあらずであります。そのとき／＼の運

動によつて、いろ／＼な目のこの勘定で指定されたものでは農村の方ではたまらないのであります。従つてこういう指定の基準であるという、だれにでもはつきりわかるような指定基準というものがここできまらなければならぬ。そういう意味でその指定基準はどういう考え方を持つておられるか。法案には一応抽象的なものは出ております。けれどもこれではどういふふうにも運用ができるようと思つてゐますから、それをはつきりさせることが農民を安心させることである。農林大臣が酪農振興を必要とすると思つたときには、こういうふうになつてゐる。日本農村で酪農振興を必要とするような農村は一つもない。どういふ場合にそれを必要と認めるかというところはやはり資料が必要ではないか、そして農民に安心を与えたいといふやないか、こういう意味で以上四つの資料を要求したい。足鹿さんの要求された資料の中で間に合ふものがあればそれでけつこうであります。足鹿さんの意見を拝見しますから重複は避けていただけてけつこうでありますから、どうぞお願いしたいと思つてゐます。

○芳賀委員長代理 吉川君。

○吉川(久)委員 畜産局長に対する午前中の質疑に引続きまして、大小の問題が若干ごつちやになるかもしれませんが、いまいしばらくお尋ねをいたしておきたい点がございします。集約酪農地帯は市乳供給地帯として指定されるかどうか。指定されるとすれば、消費地との牛乳輸送距離はトラックで何時間ぐらいまでが認められる予定であるか、まずその点からお伺ひいたします。

○大坪政府委員 原料乳地帯と申しますか、市乳地帯と申しますか、市乳地帯と原料乳地帯の厳格なる区別はあるいは困難かと思つてゐますが、一応市乳地帯と考へられる地帯と、原料乳地帯と考へられる地帯がありまして、それを一応区別して考へたいと思つております。市乳地帯につきましても、もちろん御意見の通り集約酪農地帯も指定いたすつもりであります。その場合の考へ方といたしまして、市乳地帯を中心としたしまして、その地域に相当乳牛が飼育し得る条件というものを考へまして、大体のところ集乳上一時間ぐらゐの間で集荷し得るという距離に二千頭ぐらゐのところを最終目標として集約的に飼育できるという地域を指定したい、かように考へております。その中心的な集乳地帯から大都市までの輸送距離は、大体夏場におきます輸送期間が、最大五時間ぐらゐの範囲内にある地域、かように一応考へたいと思つております。

○吉川(久)委員 畜産局長に対する午前中の質疑に引続きまして、大小の問題が若干ごつちやになるかもしれませんが、いまいしばらくお尋ねをいたしておきたい点がございします。集約酪農地帯は市乳供給地帯として指定されるかどうか。指定されるとすれば、消費地との牛乳輸送距離はトラックで何時間ぐらいまでが認められる予定であるか、まずその点からお伺ひいたします。

○大坪政府委員 八ヶ岳山麓をいたしましては、私も一応現在の交通事情と申しますか、それにしましては原料乳地帯と一応判断をいたしております。ただ将来交通機関が整備されまして、交通網が発達した場合には、あるいはその事情は違つて来るかと思つておりますが、現在のところ一応原料乳地帯であるという判断をいたしております。

○吉川(久)委員 集約酪農地帯にジャージー種をもつて当てておられますが、ジャージー種は市乳供給地帯に適するかどうか。また八ヶ岳山麓の地帯では、多くの生産者は京浜方面への市乳供給地となることを希望いたしております。このような場合には、今後どのような措置をおとりになりますか。

○大坪政府委員 市乳地帯においてジャージーが成立し得るかどうかという問題であります。御承知の通りにジャージーとホルスタインは、性能におきまして、いろ／＼差異があるのであります。現在のようにな取引状態におきまして市乳地帯にジャージーを導入いたしました場合には、これはなか／＼困難ではないかと思つてゐます。一応の形態といたしましては、ジャージーにつきましては、どうしても原料乳地帯に限定をする必要があるんじゃないやなからうか、かような方針のもとに進んでおります。もちろん今後ジャージー種によりまして牛乳の価値というものが広く一般に認められまして、それはそれなりの価格で販売せられるということが確立いたしました場合には、これは、これはおのづから別だと思つてゐますが、現在の状態ではあるいは困難じやないかと思つてゐます。今後の問題といたしまして、たいまいの御意見のように、八ヶ岳山麓にあるいは現在のところちやうど市乳県と原料乳県の間で地帯があるような所におきましては、これは今後の経済の動向によつてゐる／＼問題が起きて来ると思つてゐますが、少くとも相当程度が市乳県というやうな地帯になりまして、あるいは牛乳の余ります時期——いろ／＼御承知の通り年間に変

○吉川(久)委員 集約酪農地帯にジャージー種をもつて当てておられますが、ジャージー種は市乳供給地帯に適するかどうか。また八ヶ岳山麓の地帯では、多くの生産者は京浜方面への市乳供給地となることを希望いたしております。このような場合には、今後どのような措置をおとりになりますか。

○大坪政府委員 市乳地帯においてジャージーが成立し得るかどうかという問題であります。御承知の通りにジャージーとホルスタインは、性能におきまして、いろ／＼差異があるのであります。現在のようにな取引状態におきまして市乳地帯にジャージーを導入いたしました場合には、これはなか／＼困難ではないかと思つてゐます。一応の形態といたしましては、ジャージーにつきましては、どうしても原料乳地帯に限定をする必要があるんじゃないやなからうか、かような方針のもとに進んでおります。もちろん今後ジャージー種によりまして牛乳の価値というものが広く一般に認められまして、それはそれなりの価格で販売せられるということが確立いたしました場合には、これは、これはおのづから別だと思つてゐますが、現在の状態ではあるいは困難じやないかと思つてゐます。今後の問題といたしまして、たいまいの御意見のように、八ヶ岳山麓にあるいは現在のところちやうど市乳県と原料乳県の間で地帯があるような所におきましては、これは今後の経済の動向によつてゐる／＼問題が起きて来ると思つてゐますが、少くとも相当程度が市乳県というやうな地帯になりまして、あるいは牛乳の余ります時期——いろ／＼御承知の通り年間に変

○吉川(久)委員 集約酪農地帯にジャージー種をもつて当てておられますが、ジャージー種は市乳供給地帯に適するかどうか。また八ヶ岳山麓の地帯では、多くの生産者は京浜方面への市乳供給地となることを希望いたしております。このような場合には、今後どのような措置をおとりになりますか。

ついで参りまして、現在農林省の意見としては、なおまだ審議の過程にあるのでありますが、私どもといたしましては、いわゆる酪農振興十箇年計画を具体的に実施いたします一つの方法といたしまして、乳牛の飼育に最も適しておる、——これは営農条件でありますとか、あるいは草資源の条件でありますとか、あるいは労働条件でありますとか、そういうような条件が最もすぐれておりまして、少々の経済的な変動によりまして、そのために酪農が衰微するというようなことのないような地帯を特に摘出したしまして、その地方についてそれらの実情に合った強力な特別な指導を参ります。従つて抽出されたところの地帯につきましては、それなりの特別の指導をいたしたいと思つておりますが、その他の地方につきましては、先ほども申し上げましたように、大体でござるだけ現地の地方々々の実情に即しました指導はやつて参りたい、かように考えております。

○吉川(久)委員 平野政務次官に大臣にかわつて一つだけお尋ねをしておきます。政府は乳牛の大幅輸入のかわりに、国内産増殖の方途を持つてゐるかどうか、持つてゐるとすれば、また持つてゐないけれどもと思つてゐるが、その計画はいかようなものでござりますか。

○平野政府委員 この点はもちろん政府といたしましては、できるだけ外国からの輸入を避けて国内産をもつてやつて参りたい、こういう趣旨のもとにあらゆる努力を傾注いたしておるわけでありまして、今回御審議を願います

る本法案もその趣旨に出たものでござります。予算的にはすでに御審議を賜りましたあの内容をもつて進むわけでありまして、もちろんこれは十分ではございませぬが、これをもちつてできるだけ進め参る、しかしながら急速にその目標を達成するというわけには参らぬわけではございまして、漸進的にその目的達成に進んで行く、こういうことで極力努力をするということで御了承を願ひたいと思ひます。

○吉川(久)委員 政務次官のお言葉でございまして、それだけでは丁承ができないのでございまして、あるいは三十二年、三十一年度の計画等については、あるいは漸進的とはそういう意味だろふと思ひますが、少くとも二十九年度の計画では次官のおつしやるような計画でないと思ひます。その点は實際仕事を担当しておいでになる局長はどう考えておりますか。

○大坪政府委員 外国の乳牛を内地に導入いたしまするにつきましては、相当多額のいわゆる外貨がいるのであります。私どもといたしましては、相当多額な外貨を使ひまして、しかも海外からこれを輸送いたしますので、輸送その他の面につきましても困難であるのであります。従つてできるだけそういふようなことは避けたいと思つてゐるが、御承知のようにジャージーといふのも内地に飼育いたしてみまうと、現在までのところ大体こればかりばやつて行けるという見通しでありまして、またその方の希望も強いのでありますから、一応ただいまやつておりますジャージーにつきましては、今後とも継続して参りたい、なお外貨その他輸送等の事情が許しますれば、来年度はさらにこれを増加して参りたい、かように考えておるのであります。しかしながらいざいざとしましても、外国から輸入いたしますことは、数量から申し上げますれば實に微々たる数量であるのであります。昨

年が六百頭で今年が千八百頭でありますので、数量的には全体から見てもとるに足らぬ数字であるのであります。従ひましてそれよりも内地産のいわゆるホルスタイン種の繁殖をはかつた方がよいんじゃないか、こういう御意見はごもつともな御意見であるのであります。これにつきましては、御承知のようにならぬ家畜保健衛生施設と申しますか、あるいはそういうようないろいろな今までやつておきまする施設の強化をはかつて行きますことがより大切であります、それはかりでもなお不十分であります、昨年さしたたけ空胎防止を強力にやるということ、三百万円見当でありましたか、二十八年度に特別に急遽計上して参つたのであります。二十九年度におきましては、乳牛の民間飼育の盛んであります。北海道は七具を特別に指定いたしましたして、五百万円ほどの予算を計上いたしましたして空胎防止運動をやることに相なつております。初年度でありますので一応七具だけ指定いたしましたのであります、これは非常に効果のある施設と思ひますので、財政当局に強力に要求いたしまして、全国広く空胎防止運動をやつて参りたい、かように存じておるのであります。

○吉川(久)委員 乳牛の人工授精はただいまのように行われておりますか。

○大坪政府委員 人工授精の問題であります、これは年々人工授精の施設が拡充されて参りまして、現在のところ八割近いものが人工授精ではないか、かように考えておるわけではございませぬ。すでにもう受胎の方法といたしましての天然なものとはほとんど影を没しまして、人工授精が主力を占めておる。これは今後ともさらに強力に推進して参らなければならぬ筋ではないか、かように考えております。

○吉川(久)委員 ただいまの人工授精の施設等につきまして、政府はどういうような措置をとつておりますか。それから繁殖率はどのくらいか。繁殖成績をあげることによつて乳牛の輸入を減少し、そのかわりに飼料を輸入したかどうか。酪農の基礎を確立するには、乳牛の輸入を減少して、そのかわりに私は飼料を輸入することではなればならないと思ひますが、これについては政務次官はどういうふうにお考えでありますか。ただいまの問題の前半については、局長にお答えを願ひたい。あとの問題は政策の問題でございまして、政務次官からお答えを願ひます。

○平野政府委員 飼料につきましては、できる限り国内においてまかなうようにいたしたいという考えは持つておりますけれども、御承知の通り現在のところではこの点が不十分でございまして、すでに先般御審議を賜りました飼料需給安定法等の発動によりまして、相当程度のもを輸入して、これに備えておるわけではございませぬ。今後とも政府としては、畜産の振興は何としても飼料の確保にあるという立場から、必要なものは食糧特別会計を通

じまして、輸入を確保して、そしてこれの遺憾なきを期したい、かように考えておるわけではございませぬ。

○大坪政府委員 乳牛の繁殖率の問題でございまして、これは農林畜産局といたしまして、一応の公定版と申しま

す、大体こういう条件の場合には乳牛はこういうふうに加増するのでございませぬ。もちろんこれは経済的条件を無視しての話であるのであります。経済上の事情で殺処分をしますとか、あるいは他に売ると申しますか、そういうような乳価が割安くて、えさ条件が高き場合には、農家がたれも飼育しませぬものだから、そういう場合にはぐつと減る、こういうような勘定になります、経済的な条件が完備いたしております場合の繁殖率は、大体七〇%近いものじやないか、もちろんこれは製品についての問題でございませぬ。つまり繁殖状態にある乳牛の数に對します率であります、これは大体七〇%見当でございませぬ。しかしこれはそのとき々の酪農の状態が、経済的に見てどういふような状態にあるか、たとえて申しますと、非常に小牛の値段が高い、あるいは親牛の値段が割高であるという場合には、ほとんどフルに利用される率になつて参ると思ひますが、逆条件におきまして場合には、これは逆な方向になつて来ると思ひのであります。なおこれはお尋ねであつたかどうかと思ひますが、人工授精の問題につきましては、大体二回半近くが、平均数字ではないかと考えております。

○吉川(久)委員 政府が今回酪農振興法によつて畜産振興をやるやうという計

画があると聞いただけで、飼料は相当に値上りをいたしております。私は政務次官に対して、乳牛を外国から輸入するのではなく、そのかわりに飼料を輸入したらどうかということをおつておるのですが、なるべく自給飼料で行く、その他の問題については飼料需給安定法で調整がとれるのだとおつしやいました。そこで次官はただいまの飼料需給安定法で、今後の酪農振興に対して十分調整がとれるという確信を持つておいでございませうか、念のため伺います。

○平野政府委員 飼料需給安定法に基づきまして飼料需給安定審議会というものをつくつていただいております。政府の計画いたしております家畜導入計画と見合うような計画を定めて、それに基いて輸入をはかつておるわけでございませう。従つてその点におきましては、大体遺憾なく御期待に沿ひ得るようによつて参ることができると考へておるわけでございませうが、詳細な数字等につきましては政府委員からお答えを申し上げます。

○吉川(久)委員 私はジャージーの輸入もけつこうでございませうが、ホルスタイン、ジャージーに限らず、国内で繁殖の増強をやるといふような施策を、今後強くつていただきたいというのを要望をいたしておきます。同時にただいまの飼料需給安定法でも非常に不完全な面がありますので、こういう点についても政府においてはとく御留意を願ひたい。特にこの問題に御熱心な平野政務次官に要望をいたしておきます。

乳価安定の方策は、先ほど足鹿委員からもいろいろの資料を要求されておりましたが、この問題は特に本法案審議についての重要な課題になつてゐるわけにございませう。私はその安定の方策について、ただいま政府の考へてゐる限りをひとつここで御説明願ひたいと思ひます。酪農振興法で乳価保証の方途を講ずべきではないかと私は思ひますが、その点がはつきりいたしませんので、特にこの際詳細に御説明を願ひたいと思ひます。

○大坪政府委員 酪農を営むいたします場合に、乳価がどういふふうな決定されるかというところは一番大きな問題ではないかと思ひます。この点について大きな施策と申しますか、その方法といたしましては、日本の酪農を全体的に維持いたして参りますために、競争的な立場にありませう。外国製品の輸入については数量なりあるいは税率等に特別の考へ方を持ち、いやくも日本の酪農を阻害するよう輸入あるいはその方法については特に慎重に扱つて参りたい、かように考へておるものであります。個々の問題といたしましては飼育いたして参ります農家が、できるだけ共同的な販売をする、つまり農業協同組合等の活用による共同出荷と申しますか、共同的に販売をいたすことによりまして、いわゆる資本家と申しますか、酪農製造業者との間に不利な取引状態になることがないようにして参りたい、かように考へておるものでございませう。本法におきまして、一応その取引の状態につきましては、文書化契約を結ばせることにいたしましたし、なお契約といたしましては不合理な点がある場合には地方長官をしてそれに介入せしめ、また紛争を生じます場合に参りましては、いわゆるあつせん委員の制度を設けて、合理的な乳価に決定されるように特別の措置をして参りたい、かように考へたわけにございませう。

○吉川(久)委員 本法によつて政府がいろいろとめんどうを見、適正規模をもつて合理化をやつて参ります。そうして乳価の安定もはかつて行こう、またコストも下げて行こうというになつて参りますと、勢いこれが今までよくあります弱いところをしわ寄せになることが心配されるのでございませう。そこでコストを下げるにはどういふふうにするかということが、どうもはつきりしておりません。その点とそれからコストを引下げることによつてどこかに犠牲が出て来るかと思ひます。そこには犠牲が出て来るかと思ひます。それと、それは国が犠牲を覚悟されるのか、それともどこかにしよせれるのか、その辺の考へ方をもう少し具体的にのお答えを願ひたい。

○大坪政府委員 最終の目標といたしましては、一つには農家経営の安定をはかつて参りますこと、もう一つには豊富低廉と申しますか、できるだけ安い値段で消費者の手に入るようにしたい、この二つが最終の目標じやないかと思ひます。そのために各段階におきましてコストを切り下げて参る、こういうことがぜひ必要じやないかと思ひます。でも、まづ生産過程におきましては、できるだけ自家労働力をもつて乳牛を飼育することが第一の要件ではないかと思ひます。第二の要件といたしましては、自給飼料をもつてこれを飼育して参る。御承知の通りわが国は食糧

のみならず飼料も非常に不足でありませうので、飼料需給安定法を中心といたしまして、外国から三十万トン近い飼料を輸入いたしておるのであります。遠い国から輸入いたしますもので、もちろん国内との相対的な比較におきましては割安であるのであります。それによつて乳牛を飼育するということに酪農の経常的な状態として考へてみます場合には、どうしても生産費といふか、牛乳の生産工程において非常に不利な条件にあるといふことを言わざるを得ないのでございませう。特に都市周辺の乳牛等につきましては、七割ないし八割というものが、いわゆる購入飼料によつてゐる、こういうような状態でありませう。どうしても生産工程において生産費が非常に高くつく、こういうような事情にありませうので、少くとも八割以上は自給しよう、特に自給飼料のうちでも生産費の安いと申しますか、蛋白質の非常に濃厚な草をもつて飼料にかえる、こういうことでなければ、生産工程における第一段階としての生産費が下らない、こういうことに相なると思ひます。本法におきましては、まずその第一の段階におきまして生産費の引下げというか、できるだけ安い飼料で乳牛を育成して行く、こういうような関係で乳牛飼育を考へておるのであります。

第二段階といたしまして取引の問題であります。これにつきましては生産者と、集乳業者というか酪農業者というか、その間におきまして取引が、不当に農民側に価格面のしわ寄せが寄つて来ないよう、あつせん制度というか、地方長官の介入制度というか、も

もちろんこういう方法で完全に目的を達成し得るとは考へておりませんが、そういう意味で非常に弱いという御批判もあると思ひますが、第一段階としてこういうような措置によりまして、取引において農民だけにしわ寄せするといふことのないようにいたして参りたい、かように存じております。もちろんその最終の末端過程におきまして配給につきましては、牛乳全体が相当大量の取扱われるといふことになる、おのずから個々の段階におきまして単価としての経費といふものは下つて来ざるを得ないといふことも当然考へられますので、まず第一段階における合理化といふことを中心として考へておるわけでありませう。

○吉川(久)委員 今局長のおつしやる八割以上は自給飼料で行きたいといふのは非常によくわかるのでございませうが、酪農問題でまず生産農民の行き当る問題は、飼料の問題であります。それに対して農林省は、草資源の問題を非常に重く取上げておられることは私非常にけつこうだと思ひますが、具体的に申して、草資源対策というものはどんなものでございませうか。

○大坪政府委員 草資源の問題につきましては、大体これを大きく二つに分けることができるのではないかと考へるのであります。一つはいわゆる牧野その他の草地の改良の問題でありまして、牧野の改良を中心といたしまして草資源の開発の問題であります。これはいわゆる牧野改良でありまして、高度集約牧野以下、その草資源の状態々々におきまして改良して参るといふ構想のもとに、草資源の造成改良費といたしまして、二十九年予算に

一億三千万円ほどの経費を計上いたし
ております。もう一つは、いわゆる自給
飼料といたしまして栽培飼料というこ
とになるのですが、耕地の裏作
なり、間作なり、あるいは畦畔なりに
栽培飼料を造成する、こういう経費が
二十九年度予算に三千四百万円ほど計
上しております。これは両方強力に推
進して参らなければならぬ、かように
考えておりますが、従来とも草資源
の開発につきましては、農林省といた
しましていろいろ施策して参つたので
ありますが、なか／＼その進捗度合
いと申しますか、実効があらぬとい
う点がありますので、二十九年度か
ら新たに国で牧野改良の機械と人的施
設を設けまして、国自身が国の機械力
をもつて改良して参る、こういう構想
のもとにいわゆる牧野改良センターと
いうものをつくるということになりま
して、四千六百万円ほどの経費を計上
しております。現在十五牧場がありま
すが、その中で四牧場を選定いたしま
して、試験的な試みといたしまして、
周囲の牧野、これは全部民間牧野であ
りますが、その牧野の改良をはかつて
参りたい、かように存じておるわけ
であります。

○吉川(久)委員 都会地における牛乳
の価格を引下げるために、政府はどん
な対策を持つておいでになりますか。
小売対策をすみやかに確立して乳価の
大幅の引下げをはかるべきであると思
います。どのような対策を持つて
おいでになりますか。ただいま東京都
内で大分牛乳が余つていようであり
ます。現段階においてもかくのごとき
状況が現われているということでは、
今後酪農を振興して参りますと、生産

過剰でたいへんなことになる。もう少
し消費の面を広めて行くためには、も
つと価格の引下げをやらなければなら
ないのです。ところが一向に下らな
い。少くとも都会地における牛乳の価
格の引下げ、この問題については、よ
ほどはつきりした対策をお持ちのはず
でございますが、その点をお聞かせ願
いたい。

○大坪政府委員 最終末端におきま
す価格を引下げますが、お説の通り
終局的な目的であるのであります。そ
の意味合いによりまして、小売段階に
おける合理化ということがぜひ必要じ
やないかと思うのであります。この
点は実際問題といたしましては非常に
困難な問題であります。私どもとい
たしまして、できるだけ共同の購買
と申しますか、学校なり工場なり、あ
るいは各種官庁なり、そういうような
ところへできるだけ共同購買をするこ
うなことになるかと、これは配給段
階が抜けますので、非常に安い価格で
来るかと思うのであります。ただ個々
の消費者の家庭に配給されております
牛乳につきましては、その間の施策を
実はどういふふうに行つて行つたら
いか、これは今後大いに研究を要する
問題であると思つておりますが、い
ずれにいたしましても、牛乳を相当多
く生産いたしまして、少しでも大量的
な取引になつて参りますと、小売行
等におきまして、その間の一本当り
の手数料と申しますか、その点は引下
げてよろしいといふか、その点は引下
げて、かように考えておるのでありま
す。つまり相当多量に一小売業者が数
量を取扱うというふうな方向に持つて

参りたい、かように考えておるわけ
であります。

○芳賀委員長代理 遠藤君。

○遠藤委員 ただいまの吉川委員の質
問に關連する問題から入つて行きたい
と思つております。午前中農林大臣
との間に質疑応答を重ねて参つたので
ありますが、私の申し上げたのは、集
約酪農地帯というものを四箇所なり六
箇所なりつくつて行く、そうするとそ
の地帯の生産費はずつと下つて行く。
ところがそれ以外の一般の酪農地帯と
いうものは、非常に高い牛を買われ
て、生産費が非常に高くなつてお
る。おかげでその集約酪農地帯のお
おるを食つて、非常に困難な状況に迫
り込まれるのではないかと、従つて集約酪
農地帯というものは、四つや五つでも
つてお終いにすべきものではなくし
て、始めた以上全国的にやらないと、
酪農振興法がむしろ酪農不振法にな
つてしまつて、酪農界に大混乱を来す
ような結果になりはせぬかということ
をおおして、それに対する農林大臣の
御決意を伺つておつたのであります。

農林大臣はそれに対して、強力にこれ
を進めて行きたいと言つておられまし
た。一応了承いたしますけれども、た
だいまの吉川委員の質問の問題はやは
り基本に觸れております。これはただ
聞き流すわけには行かぬような問題で
あります。それはなぜかといひます
と、今日、毎年の牛乳の生産を見てお
りますと、冬の牛乳の生産が多い、
しかも需要が少い、牛乳の生産が多く
て需要が少いときには乳価はずつと下
つて行く。夏分になると上つて行く。
その差はわずかに三割程度でありまし
て、これは先ほど足鹿委員の要求され

た資料が出て来るとはつきりわかると
思つておりますけれども、二割か三
割の需給関係のアンバランスができて
参りますと、牛乳の値段はたちまち下
つて来る。そうしてまた少し足りなく
なつて来るとたちまち上つて来る、こ
ういふような非常に脆弱な基盤の上に
酪農というものが成り立つておるわけ
であります。そこでこういう集約酪農
地帯のようなのものを、全国的にこのま
まの状態でもつてつと進めて参りま
すと、過剰生産になりはせぬか、百五
十箇所くらい今要望が出ておるそうで
ありますけれども、おそらく五十箇所
もやり、多くて百箇所もやつておる間
に、もう過剰生産になつてしまふ。そ
してそのおおるを食うのはだれかとい
ふと、一般の酪農地帯がおおるを食
つてしまふ。私も昭和の初めごろから
酪農問題をやつて来たのであります
が、今の農林当局の諸君は、世界農業
恐慌のあの当時の苦しさを経験してお
られないから無理もないと思つてお
られるけれども、あの当時の状況はどうであつ
たかといひますと、酪農はもう火が消
えたやうであつた。価格の暴落のしわ
寄せがごとくあつてこゝへ来てしまつ
た。一番弱い産業でありますから当然
であります。そういう苦い経験をなめ
ておる。そして小さな資本で製酪農場
を経営しておつたものはみんなつぶれ
てしまつた。農村はもうみんなさんた
んなる目にあつて来た。そういう苦い
経験をなめておるものから言ひます
と、戦争中ないし戦後の食糧の不足な
ときに、ただ何でもむさうさに増産をす
ればいんだといふような考えで、増
産をすればするほどやはり値段も高い
し、どん／＼売れて行くといふよう

な、そういう特殊条件のもとに温存さ
れて来たような酪農というふうなもの
が、今やまったく新しい条件のもと
に、自由経済の中に突入しようとしてお
る。もう先のことを考える農民は、私
たちはどうなるだらうかといふことを
非常に心配しておる。しかもその根本
についての施策というものが、この酪
農振興法に伴つておらないのじやない
かという気がするわけでありまして、
そこで酪農振興法を推進いたしまして、
相当の地帯が集約酪農地帯に指定され
て、乳牛の増産がどん／＼行われて行
くと、国内の増産はもろ／＼のこ
ろ、海外からもどん／＼入つて来る、
そういう状態が出て参りますと、たち
まち酪農農民の首を締め上げてしま
うような結果になつて行くのじやない
か、この点を非常に恐れるものであり
ます。現に二、三割程度の牛乳の増
産、需給のアンバランスによつて、値
段が上つたり下つたりして参ります
のでありますから、これをやる前には、
農民を締め上げてしまわぬといふのは
つきりした見通しを持ち、はつきりし
た施策を持つて行かなければ、あふな
くてしょうがない。少し自由経済とい
うものについての経済的な動きといふ
ものについて、甘くものを見過ぎてお
りはしないか、こういうことを私は考
えるのでありますけれども、これにつ
いて、これは畜産局長でも政務次官で
もけつてから、お答え願ひいた
い。

○平野政府委員 この集約酪農地区の
指定が僅小であつて、全国的に行わな
いから、この指定に入らないところの
他の酪農地区がしわ寄せをされ、圧迫
をされるということはまことにその通

の集乳業者がやはりそういうことをや
つておる。それは集約酪農地帯の外な
んです。そういうものを全部はね出し
てしまふと、これは集乳といひます
か、牛乳の配給機構といひますか、現
状に異変を来す。一体それはどうい
うお考えであるか。ただいまの畜産局長
の説明だと、これは非常に大問題にな
つてしまふと思ひますけれども、そ
こはどういうふうな扱いをするおつも
りでありますか。

○大坪政府委員 酪農施設のうち市
乳処理施設の問題であります。一日
の処理能力二石程度以下の小規模な市
乳処理施設は、本法に言ひ及ぶる酪
農施設から除外したい、かように
存じております。

○逋藤委員 そうしますと、これは製
酪の用に供するために、もう少し遠い
方からトラックで運んでゐるのがある
んです。そういうものも現状は承認さ
れて行くことになるか。それともあな
たの言ひ指導でもつて、そつちへ出
さないようにして、中の工場に集中し
てしまふ、こういうことになりつぎ
りしていただきたい。

○大坪政府委員 集約酪農地域につ
きまして、これは現在あるところを指
定したものでありますから、現在ある
状態のままでござりまする。今後新
しくできるものにつぎましては、もち
ろんただいま申し上げましたように、
市乳処理施設といひましては、一日
わずかな数量しか得られないような
ものにつぎましては、承認はいたしな
い。除外を設けたいと思ふのであり
ますが、トラック等でつと集荷して

参るといふようなことにつぎまして
も、これはできるだけ農業者の団体で
ありまする農業協同組合が共同して販
売をするといふことが、どうしても必
要じゃないかと思ふのでありまして、
そういうような点につぎましては、そ
の地方々々の実態に即しまして、い
ゆる抜け穴とかいふようなものがな
いように持つて参りたい。しかしなが
ら現在の状態につぎましては、でき
るだけ既存の状態といふものは急速に
くずさないようにした方がよいのでは
ないか、かように考へております。

○逋藤委員 その点は私はこう思
つてあります。集約酪農地帯がだんだ
ん進んで、牛乳の量がどん／＼ふえ
て行つた場合には、ふたつものにつ
いては一定の理想でやつてもいいけ
れども、現在ある集乳業者をつぶし
てしまふことは、これはちよつと目
の先を考へると、農民のために利益
に見えませうけれども、実はそれは
非常に異変を来す。ですからそれは
承認して行く。さもないと一方にお
いては商権を取上げてしまふという
な問題が起きて来る。そこは無理
ないで現状は承認して行くという
な考へ方ではない、これは非常に大
きな誤りを犯すと思ひますので、そ
の点をひとつ申し上げておきます。

なおこれは私はさつ／＼ばらんに申
上げたものでありますけれども、私
ども酪農問題についてつとつと参
りまして、にがいの経験をなめたの
は、農民の諸君が少し集まると、すぐ
製酪の工場なんかをつくりたがる。
イデオロギーはまさにつとつとあり
ます。われ／＼も若いころみんなそ
れに賛成したけれども、そういうもの
はどうかという、少し経済の変動が

あると、たちまちつぶれてしまふ。そ
のさんたんたる目にあつてゐる者がた
くさんあります。そして大きな資本
がそれを併合して行つたものが、酪農
本の集中をして行つた一つの歴史を明
らかに物語つておるわけです。そこで
集約酪農地帯でもつて工場などをつ
くられる場合には、将来の見通しをは
きりつけて、どういふ状態が来ても
大丈夫という自信がないのに、ただイ
デオロギーだけでやると、非常に大
きなやまを犯すので、そのイデオ
ロギーだけでやることに十分慎重
にやつていただきたい。そして資本
の二重投資をしたと云ふことは、

しない、あくまで集約酪農地帯の目
的が乳製品を上げて行くといふこと
にあるのでありますから、その手えられ
た工場を持つてゐる製酪業者にもう
させる必要は何もない。従つてそれ
を規制して行くことは当然のべきこ
とでありますけれども、だからとい
つて、いきなり力もない、また能力も
ない農民をおだてて、そしてひいき
の引倒しをせぬやうなことを考へて
いただきたい。やるのだつたら、農民
の組織をやつて行く。そしてどう
いふ状態が来ても、つぶれもしな
ければ微動だもしないといふような自信
を持つて、それは慎重にやつて行くべ
き。ちよつと聞いたのでありますけれ
ども、これは事実かどうか知りませ
んけれども、長野県で始めたのは、今
までの工場なんかを全部廃棄してしま
つて、そして農民の団体が何かつく
ることになつたとかいふようなことを
聞きました。これはどうかほんとうか
知りませんが、そういうことをあわて
てやられると、これは生兵法でもつ

農民のひいきの引倒しになつて、と
んでもないものになつて来る。そのこ
とを私は心配するので、それについて
局長の御意見を一応伺つて、十分御留
意をお願いしたいことを申し上げてお
きたいと思ふ。

○大坪政府委員 いわゆる弱小の工場
が濫立すると思ひますか、少しばか
り乳牛がそこに集まると、すぐ工
場をつくるというふうな話になる、そ
れが一朝経済の変動にあつた場合には、
経営困難で、どうしても身売りしな
くちやならない、それが過去何箇年か繰
返された歴史である。こういう御意見
であります。まさにその通りと思
ふのであります。これがいわゆる日本
の酪農が進展と衰微といふものを織
り込んで今日まで参つておる大きな
問題であるのであります。この点につ
きましては私もさつ／＼といたしまし
て、十分過去の経験を生かして参りま
し、今後はそういうことのないよう
に、特に集約酪農地域に指定しまし
た地域につぎましては、そういうこと
のないように行政的な指導をして参
りたい。実は本法のねらいもそこに一
つの大きなねらいがあるのであります。
農民の飼育した乳牛の集約の度
合いと、工場の度合といふものをよ
くマッチさせまして、いたずらに理想
に走るやうな形態で工場を設置する
といふやうなことがないように、また
それが地域的に濫立することのない
ように措置を講じて参りたい、か
ように考へておるわけでありませう。

○逋藤委員 私はその次に第十六条、
第十七条の契約の面についてお尋ね
しておきたいのでありますが、これは
ういふ角度からものを見たいと思
つてあります。なるほど契約を文書化
して行くことはいふことだと思ふ。い
ふことだと思ひますけれども、その反
面においては非常に弊害の面も出て
参ります。それはなぜかといひますと、
契約が公に認められた文書化されて
おりますと、その契約の改訂が非常
に困難になつて参ります。その結果
はどういふことが現われて来るかとい
ひますと、牛乳の値段がどん／＼上
つて行くときには、なか／＼契約の改訂
はできないのでありますから、市場
の価格がどん／＼上つて行くけれども、
農家から牛乳を買う価格はなか／＼上
げられませう。そのときの犠牲は農民
が負わされます。これはどう強弁しても
避けることができない。その逆に今
度は乳価が下つて行く場合には、一般
市場の価格といふものはそれよりさ
う下つてしまふ。けれども契約が文書
化されておりますから、なか／＼その
契約を更新することはできない。下つ
て来るけれども、農家から買ふ牛乳
の値段を下げることはなか／＼でき
ない。そういうやうな場合には、農民
に利益になるが、工場の方に非常に不
利益になつて来る、こういうことで力
の関係で利益あるいは不利の配分が、
事実ある経済現象よりも非常にゆが
められて現われて来ると思ひます。こ
の点についての局長の見方を伺
つておきたいと思ひます。

○大坪政府委員 現在牛乳の取引につ
きましては、御承知のように工場ある
いは農民団体と申しますか、農業協同
組合なり、それらの取引につぎま
して、いろ／＼不明瞭と申しますか、な
かなかはつきりしない面が相当多い
のであります。そういう点をできるだけ

